

実績評価書

担当課 企業結合課

1. 評価対象施策

迅速かつ実効性のある法運用
企業結合の審査（平成 21 年度）

【具体的内容】

企業結合行為（合併，分割，事業譲受け等及び株式所有）について，提出された報告や届出，事前相談等に基づいて当該企業結合について審査を行い，競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止する。また，企業結合審査の透明性を高めるため，主要な企業結合事例の公表等を行う。

（注） 会社法の施行（平成 18 年 5 月）により，独占禁止法上の「営業譲受け」は「事業譲受け」に名称が改正されたため，本評価書においては，それ以前の「営業譲受け」の届出等に関しても「事業譲受け」の用語を用いている。

2. 施策の目標（目標達成時期）

企業結合に対して迅速（第 1 次審査については 30 日以内，第 2 次審査については 90 日以内）かつ的確な審査を行い，一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止することにより，公正かつ自由な競争を維持・促進する。（各年度）

（注） 「企業結合計画に関する事前相談に対する対応方針」が平成 19 年 3 月に改正され，「書面審査」が「第 1 次審査」に，「詳細審査」が「第 2 次審査」に名称変更されたため，本評価書においては，改正前の事前相談における書面調査，詳細審査についても「第 1 次審査」及び「第 2 次審査」の用語を用いている。

3. 評価の実施時期

平成 22 年 4 月～6 月

4. 評価の観点

- (1) 企業結合審査は，複数の企業の結合関係が形成・維持・強化されることによる弊害に対応しているか（必要性）。
- (2) 企業結合審査は，公正かつ自由な競争を維持・促進する上で有効であったか（有効性）。

- (3) 企業結合審査は、効率的に行われたか（効率性）。

5. 政策効果の把握の手法

- (1) 届出・報告等の処理件数
- (2) 事前相談案件の処理に要した日数
- (3) 企業結合案件の処理によって保護された消費者利益
- (4) 公表事例の件数・内容

6. 評価を行う過程において使用した資料等

「平成21年度における主要な企業結合事例について」

作成者：公正取引委員会

作成時期：平成22年6月2日

(注) 上記資料等はすべて公正取引委員会官房総務課において保管している。

7. 施策の実施状況及びその効果

- (1) 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」に基づく企業結合審査
平成16年5月に策定した「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」（以下「企業結合ガイドライン」という。）において、企業結合審査の対象となる企業結合の種類の限定、一定の取引分野を画定するに当たっての判断基準の明確化、競争を実質的に制限することとなるか否かについての分析の枠組及び判断要素の明確化・精緻化等を図り、同指針に基づき、企業結合審査を行っている（平成22年1月に一部改定）。

- (2) 合併、分割、共同株式移転及び事業譲受け等の届出受理件数並びに株式所有報告書等の提出件数

平成21年度の合併等の届出受理件数は、合併48件（対前年度比30%減）、分割15件（対前年度比29%減）、共同株式移転3件、事業譲受け等79件（対前年度比11%減）であり、また、株式所有報告書等の件数は840件（対前年度比1%増）で、これらを合計した総件数は985件（対前年度比2%減）であった。

- (注) 1 届出・報告は、いずれも一定規模を超える会社について義務付けられている（例えば、国内会社同士の合併については当事会社の中に総資産合計額が100億円を超える会社と総資産合計額が10億円を超える会社が含まれている場合）。
- 2 独占禁止法改正法（平成21年法律第51号）により、株式所有報告は株式取得届出に改正され、共同株式移転に係る届出が新設された。
 - 3 平成21年度の株式所有報告書等提出件数（840件）には、独占禁止法改正法（平

成21年法律第51号)による改正後の独占禁止法の規定に基づく株式取得届出受理件数(71件)を含む。

表1 合併、分割、共同株式移転及び事業譲受け等の届出受理件数並びに株式所有報告書等の提出件数 (単位:件)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
株式所有報告書提出等件数	825(6.0%)	960(16.4%)	1,052(9.6%)	829(▲21.2%)	840(1.3%)
合併届出件数	88(25.7%)	74(▲15.9%)	76(2.7%)	69(▲9.2%)	48(▲30.4%)
分割届出件数	17(▲26.1%)	19(11.8%)	33(73.7%)	21(▲36.4%)	15(▲28.6%)
共同株式移転届出件数	-	-	-	-	3
事業譲受け等届出件数	141(▲15.1%)	136(▲3.5%)	123(▲9.6%)	89(▲27.6%)	79(▲11.2%)
合計	1,071(3.3%)	1,189(11.0%)	1,284(8.0%)	1,008(▲21.5%)	985(▲2.3%)

(注) ()は対前年度増加率(%)である。

(3) 届出受理後の法定手続に基づく審査

公正取引委員会は、独占禁止法第10条第9項(第15条第3項、第15条の2第4項、第15条の3第3項及び第16条第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により、株式取得等に関し、必要な措置を命ずるために、独占禁止法第49条第5項の規定による通知を行う場合には、株式取得等の待機期間である30日の期間(必要な報告、情報又は資料の提出(報告等)を求めた場合には、届出受理の日から120日を経過した日とすべての報告等を受理した日から90日を経過した日とのいずれか遅い日までの期間)内にこれをしなければならない。

同規定に基づき、平成21年度に報告等の要請を行った事案は1件であり、定められた期間内に報告等の要請を行っている。

また、報告等の要請を行わなかった事案については、独占禁止法上の問題はなかったものとして、いずれも30日の待機期間内に審査を終了している。

(4) 事前相談案件の処理

ア 「企業結合計画に関する事前相談に対する対応方針」

公正取引委員会は、平成14年12月、「企業結合計画に関する事前相談に対する対応方針」(以下「事前相談対応方針」という。)を公表している(平成22年1月に一部改定)。事前相談対応方針には、事前相談の申

出が行われた場合、必要があれば20日以内に追加資料リストを提示し、追加資料が提出された日から30日以内に第1次審査を終了すること、第2次審査を行う場合は同審査を行うために必要と判断される具体的な資料の提出を要請し、当該資料が提出された日から90日以内に審査結果を回答すること等のスケジュールが明示されており、これに基づき迅速かつ透明な事前相談への対応に努めている。

イ 事前相談対応方針に基づく事前相談

当事会社からの申出により、法定の届出等を行う前に事前相談が行われており、公正取引委員会では、平成21年度は、24件の事前相談に対応した（第1次審査及び第2次審査合計。審査の途中で事前相談の申出が取り下げられたものを除く。）。

平成21年度中に回答した事前相談案件のうち、第1次審査案件の処理に要した日数（第1次審査開始日から当事会社に回答するまでの期間で休日を含む。）は表2のとおりであり、平均処理日数は21.3日と、前年度並の日数を維持している（当事会社からの追加資料の提出等の申出により回答期限を延長した案件は、表2には含まれていない。）。

また、第2次審査案件の処理に要した日数（第2次審査開始日から当事会社に回答するまでの期間で休日を含む。）は、表3のとおりである。平成21年度には、第2次審査を行った事案がなかった。

表2 事前相談案件の処理に要した日数（第1次審査）（単位：件）

年度	事案処理日数				合計件数	平均処理日数（日）
	1～20日	21～30日	31～50日	51日～		
平成17年度	17	27	0	0	44	21.7
平成18年度	18	20	0	0	38	19.7
平成19年度	15	24	0	0	39	20.8
平成20年度	10	12	0	0	22	20.6
平成21年度	7	9	0	0	16	21.3

（注）1 当事会社からの追加資料の提出等の申出により回答期限を延長した事案は含んでいない。

2 事前相談が途中で取り下げられた事案は含んでいない。

表3 事前相談案件の処理に要した日数（第2次審査）（単位：件）

年度	1～50日	51～70日	71～90日	91日～	合計件数	平均処理日数（日）
平成17年度	0	0	1	0	1	90.0
平成18年度	2	0	1	0	3	45.7
平成19年度	0	0	0	0	0	—
平成20年度	0	0	0	0	0	—
平成21年度	0	0	0	0	0	—

（注）1 第2次審査に至るまでの第1次審査の期間は含んでいない。

2 当事会社からの追加資料の提出等の申出により回答期限を延長した事案は含んでいない。

(5) 主要な企業結合事例の公表内容の充実

企業結合審査の透明性を確保し、事業者の予見可能性を高め、それによって一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止する観点から、公正取引委員会は、届出等を受理した事案及び事前相談を受けた事案等のうち、企業結合を計画している事業者の参考に資すると思われる事案については、その審査の内容を公表している。

特に、平成14年12月の事前相談対応方針の公表後は、同方針に従い、個別の事例の企業結合審査結果の公表に当たって、その理由を含め、より詳細に記述する（審査において考慮した事項を記載するだけでなく、それらが具体的にどのように競争に影響を及ぼすかまで記載）など、公表内容の充実を図っている。

また、事業者の側において、自らの企業結合計画が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとならないかについて事前に判断するため、企業結合ガイドラインに基づいて行われる当委員会の審査の具体的な内容を知りたいとのニーズが高まっていることから、「一定の取引分野」や「審査において考慮した事項」に係る記載を充実することにより、企業結合審査における事業者の予見可能性がより一層高まるよう努めている。

主要な企業結合事例の公表文の頁数の推移を見ると、表4のとおりである。平成21年度の公表件数は8件であり、1件当たりの頁数は平均で6.3頁と例年並の水準を維持している。

表 4 公表事例の頁数

(単位：件)

年度 \ 頁数	1～3頁	4～6頁	7～10頁	11頁～	合計件数	平均頁数 (頁)
平成17年度	1	8	3	1	13	6.1(100)
平成18年度	1	4	7	0	12	6.6(108)
平成19年度	1	6	3	1	11	6.4(105)
平成20年度	1	3	2	1	7	9.4(154)
平成21年度	1	5	2	0	8	6.3(103)

(注) 平均頁数、総頁数の()内の数値は、平成17年度を100とした場合の平均頁数の指数である。

なお、公表事例がどの程度利用されているかとの観点から、公正取引委員会のホームページに掲載されている公表事例へのアクセス件数を調査したところ、平成21年度においては6,466件との結果であった。

(6) 平成21年独占禁止法改正に伴う対応

平成21年独占禁止法改正(平成22年1月1日施行)により、株式取得については、従前の事後報告制から事前届出制に変更されるとともに、届出が必要となる株式所有比率が従前の3段階(10%、25%、50%)から2段階(20%、50%)に削減され、届出が必要な企業結合の規模に関しても、届出基準となる金額が引き上げられるなど大幅な制度改革が行われた。

平成21年度においては、このような届出制度の改正に伴い、企業結合を計画している会社が新しい届出制度を把握・理解し、適切に対応していくために改正点の周知・広報を積極的に行っており、講演会の開催(主要なものだけで10回開催し、参加者は延べ1,400人以上)、雑誌への掲載(3誌)等を通じて改正内容の紹介・解説を行ったほか、ホームページ上において届出書の作成に係る記載要領、Q&A等を公表した。これにより、制度改革に伴う混乱等はなく、適正に届出が行われているところである。

8. 評価

(1) 必要性

複数の企業が、株式所有、合併等により一定程度又は完全に一体化して事業活動を行う関係(結合関係)が形成・維持・強化されることにより、

市場構造が非競争的に変化する場合、価格の高止まりなど市場における競争に弊害をもたらすことから、独占禁止法は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を禁止している。企業結合審査は、このような独占禁止法の規定に基づき行われるものであり、公正かつ自由な競争の促進に必要不可欠である。

(2) 有効性

ア 企業結合事案の迅速かつ的確な審査

(7) 届出書受理後の法定手続に基づく審査状況

平成21年度に届出を受理した事案については、報告等の要請を行った事案1件を除き、いずれも30日の待機期間内に審査を終了している。

(4) 事前相談案件の処理

事前相談手続における第1次審査及び第2次審査の処理に要した日数を検証すると、第1次審査については、表2に記載のとおり、すべての事前相談に対して、期間内（30日以内）に審査を終え、当事会社に対し回答を行っている。

また、第2次審査については、表3に記載のとおり、平成21年度は、対象となる案件がなかった。

(ウ) 企業結合事案の迅速な審査に関する外部からの指摘

「公正取引委員会による企業結合事案の審査に時間がかかりすぎているのではないか」との指摘があるが、公正取引委員会は、前記(イ)のとおり、事前相談対応方針に明示された処理期間内に審査を終了していることから、企業結合事案の審査に時間がかかる原因としては、当事会社による企業結合審査に必要な追加資料等の提出に要する時間がかかることが挙げられる。企業結合審査に必要な追加資料等は、例えば、多分野において事業を営む大規模な会社同士の企業結合の場合には、主力事業だけでなくそれ以外の分野でも当該会社間で競合する分野が多岐にわたり、審査すべき分野が多くなるため、追加資料等の量が多くならざるを得ない。そのため、当事会社における追加資料等の提出に一定の時間を要するのは避けられない。

ただし、公正取引委員会としては、追加資料が提出されるまでの間においても当事会社等からのヒアリングを行うなど可能な範囲で必要な作業を前倒しするよう努めているほか、追加資料として求めることの多い資料の例を「競争上の判断に及ぼす影響が大きいと考える要素の根拠を示す資料の例」として事前相談対応方針に明示するなど、企業結合の予定スケジュールにも配慮しつつ、事前相談がなるべく早期に終了するよう努めているところである。

(イ) 企業結合事案の的確な審査に関する外部からの指摘

「産業構造審議会産業競争力部会報告書～産業構造ビジョン 2010～」(平成22年6月経済産業省)において、「シェアを測る市場の画定、輸入圧力など競争に対する影響の評価などにグローバルな経済実態が反映されるよう、企業結合審査の考え方・基準の見直し等を実施する」ことが掲げられているが、これについては、平成21年度における主要な企業結合事例において紹介しているとおり、国際競争の実態を踏まえ、世界市場やアジア地域における市場を画定するとともに、国内市場を画定した場合でも輸入圧力や外国企業の参入圧力を考慮して審査しており、グローバル市場にも十分配慮して的確に企業結合審査を行っている。また、このような企業結合の審査の方針については、企業結合審査の考え方を示した企業結合ガイドラインにおいて明らかにしている。

(平成21年度における主要な企業結合事例から抜粋)

○ NECエレクトロニクス(株)と(株)ルネサステクノロジーの合併

SRAM等の半導体について、主要ユーザーが世界中から調達を行っている実態を踏まえ、世界市場を認定して審査し、独占禁止法上の問題はないと判断した。

○ 新日本石油(株)と新日鉱ホールディングス(株)の経営統合

パラキシレンについて、アジア地域のユーザーは比較的容易にパラキシレンを輸入できること、また、アジア地域のパラキシレン製造会社がアジア域内の各国に供給できる仕組み及び能力を有していること等から、パラキシレンについてアジア地域で一つの市場が形成されていると認定して審査を行った結果、水平型企业結合のセーフハーバー基準に該当し、独占禁止法上の問題はないと判断した。

また、ナフサについて、統合後の当事会社のシェアが第2位の会社の約2倍となるものの、ナフサの輸入シェアが約25%あり、輸入圧力が存在すること等を踏まえ、独占禁止法上の問題はないと判断した。

(オ) 企業結合案件の処理によって保護された消費者利益

平成21年度に公正取引委員会において審査を行い、当事会社に対し、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるとして問題点を指摘した事案は4件であり、それぞれ問題解消措置が講じられた取引分野の市場規模の合計は1兆350億円であった。競争制限の問題があるとされた取引分野においては、価格引上げ、過少供給等の消費者に対する不利益が懸念されたところ、当該問題点を解消するため当

事会社の事業を第三者に譲渡するなどの措置が講じられた。当該市場において、仮に問題点を解消する措置が講じられなければ、10%の価格引上げが1年間継続して行われることとなったと仮定すると（注1、注2）、企業結合審査によって少なくとも当該一定の取引分野における市場規模の10%である約1035億円に相当する消費者利益が保護されたと推定できる。

表5 企業結合審査によって保護された消費者利益

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
保護された消費者利益	約50億円	約37億円	約1035億円
測定対象とした事案件数	5	1	4

（注）1 欧州委員会においても同様に、10%分の価格引き上げが行われると仮定して企業結合審査によって将来保護される顧客の利益（future customer savings）を推定している。

なお、企業結合ガイドラインにおいても、価格引上げの目安について「通常、引上げの幅については5%から10%程度であり、期間については1年程度のもを指す」とされている。

2 平成21年度において測定対象とした事案は、「(株)三菱ケミカルホールディングスによる三菱レイヨン(株)の株式取得」、「新日本石油(株)と新日鉱ホールディングス(株)の経営統合」、「三井金属鉱業(株)と住友金属鉱山(株)による伸銅品事業の統合」、「パナソニック(株)による三洋電機(株)の株式取得」の4件である。

(カ) 専門的知識を有する職員の活用

公正取引委員会では、法律・経済に関する専門的知識・経験を有する職員を企業結合審査部門に配置し、より精緻な企業結合審査の実施に取り組んでおり、従前から、より客観的かつ理論的な分析を行うため、エコノミスト（注）2名を企業結合審査部門に配置している。当該エコノミストは、個々の事案において経済分析を担当したり、経済学的観点からの意見を述べるなど、その知見を活用して企業結合審査の質の向上に寄与している。

また、より理論的かつ説得的な独占禁止法上の評価を行うため、法曹資格者1名も企業結合審査部門に配置している。当該法曹資格者は、法律的観点からの意見を述べるなど、その知見を活用して企業結合審査の質の向上に寄与している。

公正取引委員会では、こうした専門的知識・経験を有する職員を大型・重要案件に重点的に配置するなど、より一層効率的かつ効果的な企業結合審査体制の構築を行っている。

（注） 経済学に関する専門的知識・経験を有する者をいう。

(キ) 海外の競争当局との連携

国際的な企業結合事案について、国内外の市場に影響を与えるような場合には、世界各国の競争当局が同時に審査を行うこととなる
ところ、公正取引委員会では、こうした事案について海外の競争当局と連携を取りつつ企業結合審査を実施している。

最近では、平成21年度に「パナソニック(株)による三洋電機(株)の株式取得」の事案について、公正取引委員会では、円滑かつ的確に企業結合審査を進めるために、欧州委員会を始めとする二国間協定の枠組みのある海外の競争当局との間で密接な情報交換を行ったところであり、同事案以外にも複数の個別具体的審査事案について欧州委員会等との間で必要な情報交換等を行っている。

また、こうした海外の競争当局との連携が必要な事案については経済分析等の専門的知識・経験を活用する必要のある大型・重要案件が多く、前記(カ)の専門的知識・経験を有する職員を含め重点的に人員を配置することにより、より一層効率的かつ効果的な企業結合審査の実施に努めている。

(ク) まとめ

このように、公正取引委員会は、平成21年度の企業結合審査において、定められた期間内に届出等に基づく審査や事前相談の処理を行うなど迅速な審査を行うとともに、限られた費用の中でこれを大きく上回る消費者利益の保護を実現するなど効果的な審査を行っている。

経済のグローバル化が進展する中で、必要な人材を必要な事案に適切に配置することで企業結合審査の質の向上を図るなど、迅速かつ的確に審査を行っており、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の防止を有効に行っていると評価することができる。また、迅速で国際的に整合性のとれた審査を求めている事業者からの要請にも沿うものであると評価できる。

ただし、平成21年度に公正取引委員会を始め米国、EU等世界11か国の競争当局が審査を行った「パナソニック(株)による三洋電機(株)の株式取得」の事案のように、今後増加すると見込まれる国際的な企業結合事案などに対して、引き続き、迅速かつ的確な企業結合審査が行えるよう、過去の企業結合事案の事後的検証を行うことにより企業結合審査の精緻化に努めるために、適切な人員を確保していく必要がある。

イ 公表内容の充実

(ア) 企業結合ガイドラインの公表

公正取引委員会は、平成16年5月に企業結合ガイドラインを公表している。企業結合ガイドラインにおいては、企業結合審査の対象となる企業結合の種類の限定、一定の取引分野を画定するに当たっての判断基準の明確化、競争を実質的に制限することとなるか否かについての分析の枠組及び判断要素について明確化・精緻化等を図っており、同指針に基づき、企業結合審査を行っている。また、国際競争の実態等を踏まえ、平成19年3月に企業結合ガイドラインを改定しており、実態を踏まえた見直しも適宜行っているところである。

(イ) 事前相談対応方針の公表

公正取引委員会は、平成14年12月に事前相談対応方針を公表している。事前相談対応方針には、事前相談の申出が行われた場合、必要があれば20日以内に追加資料リストを提示し、追加資料が提出された日から30日以内に第1次審査を終了すること、第2次審査を行う場合は同審査を行うために必要と判断される具体的な資料の提出を要請し、当該資料が提出された日から90日以内に審査結果を回答すること等のスケジュールが明示されている。

(ロ) 企業結合事例集の公表

公正取引委員会は、平成5年度以降、毎年度主要な企業結合事例を公表している。公表事例においては、特定の業種に偏ることなく様々な業種の事例を公表し、また、問題解消措置を講じることとした事案や国境を越えた市場画定を行った事案など多様な類型の事案を公表するとともに、審査において考慮した事項が具体的にどのように競争に影響を及ぼすかについての記載や一定の取引分野に係る記載の充実などを行っているところであり、公正取引委員会のホームページへのアクセス件数が示すように公表事例は実際に広く利用されている。

このように、企業結合審査における一定の取引分野の画定方法、当該企業結合計画に対する独占禁止法上の考え方等、有効な情報を積極的に提供している。

(ハ) 企業結合審査の透明性・予見可能性に関する外部からの指摘

「産業構造審議会産業競争力部会報告書～産業構造ビジョン2010～」(平成22年6月経済産業省)において、「審査の透明性や予見可能性を確保する観点から、現行の企業結合審査の手続きを見直す」ことが掲げられているが、これについては、前記(ア)から(ロ)までに記載のとおり、企業結合審査における公正取引委員会の考え方を示した企業結合ガイドラインや、事前相談対応方針を作成・公表しているほか、毎年度主要企業結合事例集を公表している。

(オ) まとめ

このように、公正取引委員会の行っている企業結合ガイドライン等の公表は、企業結合審査における事業者の予見可能性を高め、もって、一定の透明性の確保に資するものであると評価できる。

(3) 効率性

ア 届出書受理後の法定手続に基づく審査状況

前記7(3)に記載のとおり、届出書の提出による法定手続に基づく企業結合審査については、すべて定められた期間内に迅速に処理されているものと評価することができ、効率性の観点からも評価できるものである。

イ 事前相談手続における第1次審査及び第2次審査の処理日数

第1次審査案件の処理については、前記7(4)イに記載のとおり、平成21年度において、すべて期間内に終了しており、効率性の観点からも評価できるものである。

ウ 企業結合案件の処理によって保護された消費者利益

平成21年度の企業結合審査に要した費用(注)は約3.2億円であるところ、前記(2)ア(オ)のとおり約1035億円の消費者利益の保護を達成している点からも、企業結合審査の効率性が評価できる。

(注) 平成21年度における公正取引委員会予算のうち、企業結合審査業務に携わる職員(非常勤職員を含む)の人件費及び企業結合審査業務に係る経費。

(4) 反映の方向性

企業結合審査案件の公表内容の充実は、事業者の予見可能性、企業結合審査の透明性の向上に資することから、今後も継続して行うことが必要である。

また、国際的企業結合事案のうち、海外の競争当局との連携が必要な案件についても、引き続き適切に対応していく必要があるところ、経済分析等の専門知識を有するエコノミスト2名及び法曹資格者1名を企業結合課に配置するとともに、海外の競争当局との連携が必要な事案を含む大型・重要事案に重点的に人員を配置しているところである。公正取引委員会は、今後も引き続き、海外の競争当局との連携が必要な国際的な企業結合事案等に対応できるような企業結合審査部門の体制の整備を図る必要がある。

(5) 総合的評価

公正取引委員会による企業結合審査は、迅速かつ的確な審査を通じて、公正かつ自由な競争を維持・促進するために有効であり、効率的に行われたものと評価できる。

9. 第三者の知見の活用状況

政策評価委員会等における各委員の主な意見は以下のとおりである。

○ 平成 21 年独占禁止法改正について、「負担軽減に努めた」との記載があるが、どのような軽減が図られたか明確に記載すべきである。(意見を踏まえて修正を行った。)	小西委員
○ 企業結合案件の処理によって保護された消費者利益の算定については、問題解消措置が講じられた事案とのことであるが、この問題解消措置の内容について、どのような措置が講じられたか記載すべきである。(意見を踏まえて修正を行った。)	田辺委員
○ 専門的知識を有する職員の活用の有効性は理解できるが、定量的な評価ができるように人数など示すべきではないか。(意見を踏まえて修正を行った。)	柿崎委員

実績評価書

担当課 管理企画課

1. 評価対象施策

迅速かつ実効性のある法運用

独占禁止法違反行為に対する措置（平成 21 年度）

【具体的内容】

独占禁止法に違反する疑いのある行為について所要の調査（立入検査，事情聴取等）を行い，違反行為が認められた場合には，排除措置命令を行うほか，警告等の必要な措置を講ずる。

2. 施策の目標（目標達成時期）

独占禁止法に違反するカルテル，入札談合に厳正に対処するとともに，不公正な取引方法等に対し迅速（酒類，石油製品及び家庭用電気製品の小売業に係る不当廉売事件については2か月を目途）かつ的確に対処し，これらを排除することにより，公正かつ自由な競争を維持・促進する。（各年度）

3. 評価の実施時期

平成 22 年 4 月～6 月

4. 評価の観点

- (1) 事件処理は，公正かつ自由な競争を維持・促進する上で必要であったか（必要性）。
- (2) 事件処理は，公正かつ自由な競争を維持・促進する上で有効であったか（有効性）。
- (3) 事件処理は，効率的に行われたか（効率性）。

5. 政策効果の把握の手法

- (1) 法的措置等を行った違反事件の内容
- (2) 違反事件の処理件数
- (3) 課徴金納付命令額
- (4) 違反事件の処理期間
- (5) 違反事件の処理によって保護された消費者利益 等

6. 評価を行う過程において使用した資料等

- (1) 「平成21年度における独占禁止法違反事件の処理状況について」

作成者：公正取引委員会

作成時期：平成22年5月26日

(2) 広報活動に関する広告効果測定調査

調査対象	公正取引委員会が報道発表等を行った広報活動に関する新聞記事
調査方法	新聞記事の広告費換算
作成者	株式会社ジャパン通信社
調査期間	平成21年1月1日から同年12月31日
有効記事数	494件

(注) 上記資料等はすべて公正取引委員会官房総務課において保管している。

7. 施策の実施状況及びその効果

(1) 事件処理の概況

独占禁止法違反事件の処理状況の推移は表1から表4までのとおりである。

表1 事件処理件数(小売業に係る不当廉売申告及び不当廉売事件で迅速処理により注意したものを除く。) (単位：件、名)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
申告件数	900	1,657(84.1%)	2,460(48.5%)	3,685(49.8%)	2,794(▲24.2%)
事件処理件数	89	131(47.2%)	142(8.4%)	123(▲13.4%)	130(5.7%)
法的措置	19	13(▲31.6%)	24(84.6%)	17(▲29.2%)	26(52.9%)
警告	7	9(28.6%)	10(11.1%)	4(▲60.0%)	9(125.0%)
注意	47	74(57.4%)	88(18.9%)	87(▲ 1.1%)	69(▲20.7%)
打切り	16	35(218.8%)	20(▲42.9%)	15(▲25.0%)	26(73.3%)
対象事業者等の数	509	82(▲83.9%)	203(247.6%)	53(▲73.9%)	93(75.5%)
法的措置	492	73(▲85.2%)	193(264.4%)	49(▲74.6%)	84(71.4%)
警告	17	9(▲47.1%)	10(11.1%)	4(▲60.0%)	9(125.0%)

(注) 1 申告のあった不当廉売事案に対し可能な限り迅速に処理する(原則2か月以内)という方針に基づいて行う処理を「迅速処理」という。

2 法的措置、警告及び注意という措置を採らずに、調査を打ち切る場合(以下「打切り」という。)もあり、措置と打切りを併せて、本評価書において「事件処理」と称している。

3 ()内は対前年度増加率(%)である。

4 「法的措置」とは、勧告及び排除措置命令並びに勧告又は排除措置命令を行っていない課徴金納付命令である。

5 同一の行為に対して複数の申告が寄せられることがある。

表2 事件処理の違反被疑行為類型別内訳(不当廉売事件で迅速処理により注意したものを除く。)
(単位: 件)

内容	17年度		18年度		19年度		20年度		21年度		
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	
私 的 独 占	0	0.0%	2	1.5%	4	2.8%	1	0.1%	0	0.0%	
カ ル テ ル 等	価格カルテル(注1)	6	6.7%	30	22.9%	20	14.1%	32	26.0%	9	7.0%
	入札談合	19	21.3%	6	4.6%	16	11.3%	5	4.1%	17	13.3%
	その他のカルテル(注2)	0	0.0%	2	1.5%	0	0.0%	1	0.1%	3	2.3%
	小 計	25	28.1%	38	29.0%	36	25.4%	38	30.9%	29	22.3%
不公正な取引方法(注3)	48	53.9%	77	58.8%	82	57.7%	72	58.5%	94	72.3%	
そ の 他(注4)	16	18.0%	14	10.7%	20	14.1%	12	9.8%	7	5.4%	
合 計	89	100%	131	100%	142	100%	123	100%	130	100%	

- (注) 1 価格カルテルとその他のカルテルの双方に係る事件は、価格カルテルに分類している。また、複数の行為類型に係る事件は主たる行為に即して分類している。
 2 「その他のカルテル」とは数量、販路、顧客移動禁止、設備制限等のカルテルである。
 3 第8条第1項第5号に係る事件は、不公正な取引方法に分類している。
 4 「その他」とは、事業者団体による構成員の機能活動の制限等である。

表3 法的措置の違反行為類型別内訳
(単位: 件)

内容	17年度		18年度		19年度		20年度		21年度		
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	
私 的 独 占	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	5.9%	0	0.0%	
カ ル テ ル 等	価格カルテル(注1)	4	21.1%	3	23.1%	6	25.0%	8	47.1%	5	19.2%
	入札談合	13	68.4%	6	46.2%	14	58.3%	2	11.8%	17	65.4%
	その他のカルテル(注2)	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	5.9%	0	0.0%
	小 計	17	89.5%	9	69.2%	20	83.3%	11	64.7%	22	84.6%
不公正な取引方法(注3)	2	10.5%	4	30.8%	3	12.5%	5	29.4%	4	15.4%	
そ の 他(注4)	0	0.0%	0	0.0%	1	4.2%	0	0.0%	0	0.0%	
合 計	19	100.0%	13	100.0%	24	100.0%	17	100.0%	26	100.0%	

- (注) 1 価格カルテルとその他のカルテルの双方に係る事件は、価格カルテルに分類している。また、複数の行為類型に係る事件は主たる行為に即して分類している。
 2 「その他のカルテル」とは数量、販路、顧客移動禁止、設備制限等のカルテルである。
 3 第8条第1項第5号に係る事件は、不公正な取引方法に分類している。
 4 「その他」とは、事業者団体による構成員の機能活動の制限等である。

小売業に係る不当廉売事件については、①申告のあった事案に対しては、可能な限り迅速に処理することとし(原則2か月以内)、②大規模な事業者による事案又は繰り返して行われている事案で、周辺の事業者に対する影響が大きいと考えられるものについては、周辺の事業者の事業活動への影響等について個別に審査を行い、問題のみられる事案については厳正に対処することとしている。平成21年度においては、迅速処理により、

3,225件（前年度比11.7%減）の注意を行うとともに、厳正な対処として7件の警告を行った。

表4-1 小売業に係る不当廉売申告件数及び不当廉売事件の迅速処理（注意）の状況
（単位：件）

年 度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
小売業に係る不当廉売申告件数	1,834	3,593 (95.9%)	4,885 (36.0%)	9,668 (97.9%)	8,979 (▲7.1%)
不当廉売事件における注意件数 （迅速処理によるもの）	607	1,031 (69.9%)	1,679 (62.9%)	3,654 (117.6%)	3,225 (▲11.7%)

(注) 1 ()内は対前年度増加率(%)である。
2 同一の行為に対して複数の申告が寄せられることがある。

表4-2 不当廉売事件の迅速処理（注意）の内訳
（単位：件）

	酒類	石油製品	家電製品	その他	合計
注意件数	700	956	1,425	144	3,225

(2) 課徴金納付命令
課徴金納付命令の推移は表5のとおりである。

表5 課徴金納付命令の推移
（単位：百万円、件、万円）

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
納付命令総額 (百万円)	18,870	9,263	11,296	27,036	36,075
課徴金納付命令件数 (件)	399	158	162	87	106
1件当たりの納付命令額 (万円)	4,729	5,863	6,973	31,076	34,033

(注) 平成17年の独占禁止法の一部を改正する法律（平成17年法律第35号。以下「平成17年独占禁止法改正法」という。）による改正前の独占禁止法に基づく課徴金の納付を命じる審決を含み、同法に基づき審判手続に移行したものを除く。

(3) 刑事告発
平成21年度においては、刑事告発事案はなかった。

表6 刑事告発件数
（単位：件、名）

		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
告発	告発件数	2	2	1	1	0
	対象事業者数	32 (47)	16 (32)	4 (11)	3 (9)	0 (0)

(注) 対象事業者数欄の()内は個人を含めた対象者数である。

(4) 申告及び課徴金減免申請

平成21年度に公正取引委員会に寄せられた申告の件数（小売業に係る不当廉売の事案を除く。）は2,794件であり，前年度に比して約24.2%減少しているものの，なお高い水準で推移している。近年，事業者による独占禁止法の理解が進む一方で，違反に係る情報の隠匿が巧妙化しており，違反行為の発見や違反事実の解明が困難になってきている。寄せられた申告は情報として整理，蓄積し，その中から有益な情報を選別し，追加的に必要な補足調査を行うなど適切な端緒処理を行い審査事件に繋げている。

また，平成18年1月から施行されている課徴金減免制度について，平成21年度における課徴金減免申請の件数は85件であり，昨年度と同数であった。

平成21年度に排除措置命令等を行った事件のうち，課徴金納付命令の対象となり得るカルテル・入札談合事件は22件であったところ，21事件について当該制度が適用されたことが明らかにされている。

表7 課徴金減免制度の申請件数等の推移（単位：件）

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	合計
申請件数	26	79	74	85	85	349
課徴金の対象となり得たカルテル等の事件数	17	9	20	11	22	79
課徴金減免制度の適用が公表された事件数	0	6	16	8	21	51
課徴金減免制度の適用が公表された事業者数	0	16	37	21	50	124

(注) 1 平成17年度は平成18年1月4日から平成18年3月末日までの件数である。
2 申請件数は，申請事業者数ベースである。

(5) 入札談合等関与行為防止法の適用

公正取引委員会は，入札談合事件についての調査の結果，発注機関の職員等による入札談合等関与行為があると認められるときには，入札談合等関与行為防止法の規定に基づき，当該発注機関の長等に対して改善措置を講ずべきことを求めることができる。また，平成18年12月の同法の改正により，入札談合等関与行為の範囲及び適用対象となる発注機関の範囲が拡大されたほか，発注機関職員に対する刑罰規定が創設され，平成19年3月より施行されている。

平成21年度においては，国土交通省が発注する車両管理業務の入札談合事件において，国土交通省の職員が入札談合等関与行為を行っていた事実が認められたことから，国土交通大臣に対して改善措置要求を行った。また，防衛省航空自衛隊が発注する什器類の入札談合事件において，防衛省航空自衛隊第一補給処の職員が入札談合等関与行為を行っていた事実が認められたことから，防衛大臣に対して改善措置要求を行っ

た。

8. 評価

(1) 必要性

ア 独占禁止法違反事件の処理

公正かつ自由な競争を促進し、事業者が自主的な判断で自由に活動できるようにするためには、私的独占、不当な取引制限（カルテル・入札談合）、不公正な取引方法等を禁止している独占禁止法の厳正かつ的確な運用が必要不可欠である。

公正取引委員会においては、国民のニーズや競争環境の変化に適切に対応するため、特に以下のような事案に積極的に取り組んだ。

(ア) カルテル・入札談合

カルテル・入札談合は、市場の競争機能を直接的に侵害し、国民生活に重大な影響を与えるものであり、厳正に対処する必要がある。

平成 21 年度においては、溶融亜鉛めっき鋼板の価格カルテル事件、テレビ用ブラウン管の国際価格カルテル事件など 5 件のカルテル事件について排除措置命令を行うとともに、入札談合事件についても積極的に審査を行い、発注者職員による入札談合等関与行為が認められた国土交通省が発注する車両管理業務の入札談合事件、防衛省航空自衛隊が発注する什器類の入札談合事件など 17 件の入札談合事件について排除措置命令を行うなど、インパクトのある事件について厳正に対処した。

(イ) 中小事業者に不当な不利益を与える不公正な取引方法

市場における競争秩序の確保を図る観点から、中小事業者等に不当な不利益をもたらす不公正な取引方法に対する迅速かつ的確な処理に努めているところである。

平成 21 年度においては、優越的地位の濫用事件について、フランチャイズ・チェーン本部及び大型ホームセンターに対して排除措置命令を行ったほか、給油所等における不当廉売事件や物流事業者に対する優越的地位の濫用事件について、計 9 件の警告を行った。

(ウ) その他の事件

独占禁止法の目的たる公正かつ自由な競争の確保のためには、各分野における競争環境の確保が不可欠である。

平成 21 年度においては、携帯無線通信に係る知的財産保有事業者による拘束条件付取引事件、農業協同組合による拘束条件付取引事件の 2 件について排除措置命令を行った。

イ 小売業等における不当廉売事件

小売業等における不当廉売事案は、ある事業者が廉売を開始すると周辺事業者もこれに対抗して行うようになり、違反行為の程度が過熱しつつ他に波及する傾向を

有していることから、公正取引委員会としては、可能な限り迅速に処理する必要がある。また、大規模な事業者による不当廉売事案又は繰り返し行われている不当廉売事案については、注意を行うだけでは問題の解消が期待できない場合があることから、周辺の販売業者の事業活動への影響等について個別に調査を行い、問題のみられる事案については厳正に対処する必要がある。

なお、以上のような考え方を踏まえた公正取引委員会の対応については、ガイドライン(注)によって明らかにしている。

(注) 「酒類の流通における不当廉売、差別対価等への対応について」(平成21年12月)

「ガソリン等の流通における不当廉売、差別対価等への対応について」(平成21年12月)

「家庭用電気製品の流通における不当廉売、差別対価等への対応について」(平成21年12月)

(2) 有効性

ア 法的措置等の状況

平成21年度の事件処理件数(不当廉売で迅速処理により注意したものを除く。)は130件(前年度比5.7%増)であった。このうち、法的措置は26件(同52.9%増)、警告は9件(同125.0%減)、注意は69件(同20.7%減)である。平成21年度の法的措置件数の内訳(表3参照)を見ると、カルテル事件が5件、入札談合事件が17件、不公正な取引方法に係る事件が4件と、多様な事件審査を行っている。

課徴金納付命令(表5参照)については、平成21年度において、平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法又は平成17年独占禁止法改正法による改正後の独占禁止法に基づき、延べ73名の事業者に対して、総額231億1326万円の課徴金納付命令を行った。また、平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法に基づき前年度以前から審判係属中となっている案件のうち、延べ33名の事業者に対して、課徴金納付命令又は課徴金の納付を命ずる審決(総額129億6145万円)を行った。この結果、平成21年度における課徴金額は、延べ106事業者に対して360億7471万円、事業者1社当たりの課徴金額としては3億3033万円であり、それぞれ過去最高額となった。

また、酒類、石油製品及び家庭用電気製品の小売業に係る不当廉売事案については、迅速に、すべての申告を対象に調査を行っており、その調査結果については、独占禁止法の規定に基づいて申告者に通知している。このような迅速な調査は周辺への波及効果の強い不当廉売に対して有効である。上記3品目を含む不当廉売事案については、平成21年度は、3,225件の注意を行っており、前年度注意を行った3,654件に比して減少しているものの、なお高い水準で推移している。

イ 社会的認知度

平成21年度に行った措置に係る日刊新聞の報道量を計測したところ、表8のとおり、とりわけ、法的措置に係る報道量が多く、前年度に比べて2倍になるとともに、公表1件当たりの平均報道量も3倍となっている。これは、平成21年度に公正取引委員会が措置を採った事件が、国民経済に大きな影響を与える事件や消費者に身近な事件などインパクトのある事件であり、報道機関が多く取り上げたためであると考え

られる。例えば、フランチャイズ・チェーン本部による優越的地位の濫用事件については、報道機関による注目度が非常に高く、排除措置命令以後も日刊新聞紙において特集が組まれるなどした結果、報道量は5,000行を超えており、これらの報道に係る広告費用に換算すると約3.6億円（株式会社ジャパン通信社による推計）となる。

このように、公正取引委員会が独占禁止法違反行為に対して厳正に対処することによって独占禁止法違反事件の内容等が広く社会に認知されることとなった。

独占禁止法違反事件が多くの報道を通じ社会に認知されることにより、独占禁止法違反行為の未然防止に寄与することが期待されることであり、その効果は積極的に評価することができる。

表8 日刊新聞の報道量

	平成20年度		平成21年度	
	日刊新聞の報道量	公表1件当たりの平均報道量	日刊新聞の報道量	公表1件当たりの平均報道量
告発	6,283行	3,142行	—	—
法的措置	9,804行	654行	20,452行	2,045行
警告	575行	288行	785行	393行
注意	439行	439行	—	—
打切	87行	29行	—	—

- (注) 1 当委員会が把握している日刊新聞報道量を行数換算で計測したものである。
 2 新聞の1段は約70行である。
 3 平成21年度は刑事告発事案はなく、注意及び打切については、公表事案はなかった。

ウ 法的措置によって保護された消費者利益

違反行為が排除されたことによって、消費者が価格引上げ等によって失われたであろう利益を享受できたと考えられる。このため、当該消費者利益の量として、平成21年度に公正取引委員会においてカルテル・入札談合に対して法的措置を採った各事案について、当該措置が採られなければ、問題となった一定の取引分野における製品又は役務について、10%の価格引上げが5年間継続して行われることとなったと仮定すると、公正取引委員会が法的措置を採ったことにより、少なくとも1204億円に相当する消費者利益が保護されたと推定(注)できる。

- (注) 欧州委員会では違反行為の審査開始後5年間の市場規模に10%を乗じたものを将来保護される顧客の利益(future customer savings)としている。このため、公正取引委員会としても、同様に違反行為が行われた市場の市場規模を将来5年間にわたって割引現在価値(割引率として「基準割引率及び基準貸付利率」を使用)に換算後、それぞれに10%を乗じて合算したものを消費者利益として推定した。

なお、市場規模については、公正取引委員会が把握している限りの情報に基づいて算出している。

表9 法的措置によって保護された消費者利益

	19年度	20年度	21年度
保護された消費者利益	約754億円	約4079億円	約1204億円
測定対象とした措置件数	20件	10件	22件

エ 有効性の評価

前記アのとおり、平成21年度においては、26件の法的措置を採っているところ、法的措置の件数は、過去5年間で最高であり、また、様々な分野における多様な違反類型の事件、国民経済に大きな影響を与える事件や消費者に身近な事件などインパクトのある事件を処理したこと、納付を命じ確定した課徴金額及び事業者1社当たりの課徴金額が過去最高額であることなど、独占禁止法違反行為に対して厳正・迅速に対処するという目標を達成していることから有効であったと評価できる。

(3) 効率性

ア 処理期間

規制改革の進展、経済活動のグローバル化等により、各事業分野における競争環境の変化が一層速いものとなっている昨今の状況において、実効性のある事件審査を行うためには、事件処理を効率的かつ迅速に行うことが重要である。

平成21年度における法的措置を採った事件の審査期間についてみると、審査開始から法的措置を行うまでの期間は平均で約12か月となっている。平均審査期間については、平成20年度の11か月に比して、約1か月多くの時間を要しているが、これは、平成21年度には、国際的事案において外国事業者を対象に調査を行ったため、関係者からの事情聴取、証拠の収集等に時間を要したことなどから、約23か月の処理期間を要したこと等が要因であると考えられる（国際的事案2件を除くと、平均審査期間は平成20年度並みの約10か月になる。）。

事業者に対して法的措置を行うに当たっては、求められた場合には、事業者に対して講ずる処分内容や公正取引委員会が認定した違反事実及び認定事実を基礎付けるために必要な証拠についての説明を行うとともに、事前に意見の申述や証拠提供の機会を付与している。また、事業者から意見や証拠が提出された場合には、それらを検討した上で排除措置等を行うなど慎重な手続を採っている。したがって適正な法運用の観点から、事件処理には一定の期間が必要である。

不当廉売事案のうち、酒類、石油製品及び家庭用電気製品に係る事案の処理について、申告のあった事案に関して全数調査を実施し、その処理結果を通知するまでの目標処理期間を原則2か月以内としているところ、酒類及び石油製品の2品目について、2か月以内に処理した件数は2品目合計件数の過半数となっているが、家庭用電気製品については、2か月以上の期間を要した事案がほとんどであった。一方、家庭用電気製品に係るものを始めとする小売業に係る不当廉売に係る申告は、平成19年度の4,885件から平成20年度は9,668件に大幅に増加し、平成21年度においても前年度と同水準の8,979件の申告が寄せられている。さらに、このような

大量の申告を迅速に処理することにより、注意件数は平成 19 年度の 1,679 件から平成 20 年度は 3,654 件に大幅に増加し、平成 21 年度においても 3,225 件と引き続き高い水準を維持している。酒類、石油製品及び家庭用電気製品に係る事案の処理については、以上のように、大幅に増加した申告を処理し、多数の注意を行っていることを勘案すれば、一定の効率性が認められる。

イ 課徴金減免制度の活用による効率的な事件処理

課徴金減免制度は、カルテル・入札談合事件について、違反事業者自らが違反事実を認めて、申請を行うものであり、申請を足がかりとして公正取引委員会は事件の違反事実の立証を進めることが可能となることから、効率的な事件処理に資するものと考えられる。平成 21 年度における排除措置命令等を行った課徴金納付命令の対象となり得るカルテル・入札談合事件 22 件のうち 21 事件について、当該制度が適用されたことが明らかにされていることから、当該制度の活用により、効率的にカルテル・入札談合事件が処理されたものと考えられる。

ウ 違反事件処理によって保護された消費者利益

平成 21 年度におけるすべての措置（カルテル・入札談合以外の違反行為に係る法的措置及び告発、警告を含む。）に要した費用^(注)は約 41 億円であるところ、前記(2)ウのとおり、約 1204 億円の消費者利益の保護を達成している点からも、事件処理の効率性が評価できる。

(注) 平成 21 年度における公正取引委員会予算のうち、審査業務に携わる職員（非常勤職員を含む）の
人件費及び審査業務に係る経費。

(4) 反映の方向性

ア 審査体制の強化等

犯則調査権限や課徴金減免制度など公正取引委員会の調査能力の向上のための権限、制度を、事件審査において円滑かつ適切に活用することが重要である。また、独占禁止法の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 51 号。以下「平成 21 年独占禁止法改正法」という。）により、新たに課徴金の適用対象として追加された違反行為についても適切に対応する必要があることから、今後も、事件審査に当たっては以下のような取組が必要である。

(ア) 不当廉売に対する審査体制の強化

平成 21 年度においては、11,773 件の申告が寄せられている。このうち小売業に係る不当廉売に関するものを除いたものについては 2,794 件、小売業に係る不当廉売に関する申告については、8,979 件となっている。

公正取引委員会に寄せられる申告のうち、特に小売業に係る不当廉売に関するものについては、平成 20 年度に大幅に増加し、本年度も同水準の件数であることなど、特に国民のニーズが高いものとなっている。公正取引委員会は、それら申告を適切に処理しつつ独占禁止法上問題のある行為については迅速かつ厳正に対処することが求められている。しかしながら、昨今の不当廉売に係る申告の急激な増加は、これまで進められてきた審査体制の強化のスピードを上回る勢いであり、増加

する不当廉売の申告に対して引き続き迅速かつ厳正に対処するためには、より一層の審査体制の強化が必要である。

(イ) 事件処理担当部門の一層の体制強化

独占禁止法違反事件の審査に当たっては、迅速で効率的な事件処理の観点から、市場規模や行われている違反行為の違いといった事件の特徴に応じた人員の適切な配置に努めているところである。しかしながら、平成21年独占禁止法改正法によって新たに課徴金の適用対象となる違反行為に係る課徴金の算定等のための業務量が増加することから、今後とも、審査事件の迅速かつ厳正な処理を行うために審査体制の強化が必要である。

(ウ) 犯則調査権限の活用

国民生活に影響の大きい価格カルテル・入札談合等の独占禁止法違反行為については、刑事告発をより一層積極的に行う方針であるが、そのためには、犯則調査権限を十分に活かすことができるよう、内部研修等の充実による犯則事件の審査能力の一層の向上を図ることが必要である。

イ リソースの有効活用等

規制改革の進展、経済活動のグローバル化等により、各事業分野における競争環境の変化が一層速いものとなっている昨今の状況において、これまで以上に事件処理を迅速に行うことが求められている。このため、引き続き、審査体制の強化を図るとともに、重点分野へのリソースの有効活用、職員の審査能力の向上を図っていく必要がある。

(5) 総合的評価

法的措置の件数が最近5年間で最高であること、納付を命じ確定した課徴金額及び事業者1社当たりの課徴金額が過去最高額であることなど、独占禁止法違反行為に対して厳正に対処するという目標を達成している。

9. 第三者の知見の活用状況

政策評価委員会等における各委員の主な意見は以下のとおりである。

○ 課徴金減免制度の申請件数について、課徴金減免制度が適用された事件数との関係が、どのようになっているかについて説明を追加できないか。(意見を踏まえて修正を行った。)	田辺委員
○ 不当廉売事案については、すべての申告を対象に迅速に処理をしており、有効であるとの評価だが、公取委が不当廉売に対して措置を取ることに伴う抑止効果についても評価する必要があるのではないか。	田辺委員
○ インパクトのある事件を取り上げたことについて、例え	柿崎委員

ば市場規模が大きいなど、どのようにインパクトがあるのかを具体的に記載する必要があるのではないか。(意見を踏まえて修正を行った。)	
--	--

実績評価書

担当課 下請取引調査室

1. 評価対象施策**公正な取引慣行の推進**

下請法違反行為に対する措置（平成21年度）

【具体的内容】

書面調査等により情報を収集し、下請法に違反する疑いのある行為について所要の調査（実地調査、招致調査等）を行い、違反行為が認められた場合には、必要な措置（法的措置〔下請法第7条に基づく勧告〕又は指導）を講ずる。

2. 施策目標（目標達成時期）

下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して迅速（処理期間6か月以内を目途）かつ的確に対処し、これらを排除することにより、下請取引の公正化を図るとともに、下請事業者の利益を保護する。（各年度）

3. 評価の実施時期

平成22年4～6月

4. 評価の観点

- (1) 事件処理は、下請取引の公正化・下請事業者の利益の保護に必要であったか（必要性）。
- (2) 事件処理は、下請取引の公正化・下請事業者の利益の保護に有効であったか（有効性）。
- (3) 事件処理は、効率的に行われたか（効率性）。

5. 政策効果の把握の手法

- (1) 勧告等を行った違反事件の内容
- (2) 違反事件の処理件数
- (3) 違反事件の処理期間
- (4) 日刊新聞報道量
- (5) 措置によって直接保護された下請事業者の利益
- (6) 下請事業者に対するアンケート調査（フォローアップ調査）

6. 評価を行う過程において使用した資料等

(1) 「平成 21 年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組」

作成者：公正取引委員会

作成時期：平成 22 年 5 月 19 日

(2) 下請事業者に対するアンケート調査

調査対象	公正取引委員会が平成17年度から平成19年度に勧告を行った計34件の中から、親事業者の規模、地域性等を勘案し選定した4件（すべて下請代金の減額事件）において、減額分の返還対象となった下請事業者534名
調査方法	書面アンケート調査
作成者	公正取引委員会
調査期間	平成21年12月4日から同年12月18日
有効回答数	327名

(注) 上記資料等はすべて公正取引委員会官房総務課において保管している。

7. 政策の実施状況及びその効果

(1) 書面調査の実施状況

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての申告が期待できないことから、従来から、親事業者及びその下請事業者を対象に定期的に書面調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めてきている。

平成 21 年度における書面調査は、親事業者 36,342 社（前年度比 6.3%増）及びその下請事業者 201,005 名（前年度比 25.4%増）を対象に実施している（表 1）。

平成 21 年度においては、昨今の経済環境を踏まえ、特に下請事業者向け書面調査について、資本金額が大きい親事業者と取引している下請事業者向け発送先を増加させることにより、平成 20 年度の 160,230 名から 201,005 名に増やしており、下請法違反被疑事実に係る情報収集の取組の拡充を図っている。

(注) 親事業者向けの書面調査は、業種、資本金の規模等を勘案しつつ、年度ごとに下請取引を行っていると思われる調査対象事業者を抽出して実施。下請事業者向けの書面調査は、親事業者から提出された下請事業者名簿から抽出して実施。

表1 書面調査の実施状況

(単位：社、名)

年 度	親事業者調査	下請事業者調査
19	30,268	168,108
	製造委託等	125,077
	役務委託等	43,031
20	34,181	160,230
	製造委託等	117,745
	役務委託等	42,485
21	36,432	201,005
	製造委託等	121,692
	役務委託等	79,313

(注) 「製造委託等」とは製造委託及び修理委託をいい、「役務委託等」とは情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

(2) 下請法違反被疑事件の処理状況

ア 新規着手件数

平成21年度に新規に着手した下請法違反被疑事件は3,835件（前年度比15.4%増）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った書面調査によるものが3,728件、下請事業者等からの申告によるものが105件、中小企業庁長官からの措置請求によるものが2件となっている。

イ 処理件数

平成21年度に下請法違反被疑事件として処理した件数は3,859件であり、このうち、勧告及び指導の措置を講じた件数（以下「措置件数」という。）は3,605件（前年度比21.6%増）となっている（表2）。

下請法違反行為によって下請事業者が受ける不利益が重大であると認められるような事件に迅速かつ的確に対処した結果、平成21年度の勧告件数は、平成15年の下請法の一部を改正する法律（平成15年法律第87号。以下「平成15年下請法改正法」という。）が施行された平成16年4月以降において最多であった前年度と同数の15件となっており、指導件数は前年度を上回る3,590件となっている（表2）。

表2 下請法違反被疑事件の処理状況

(単位：社)

年度	新規着手件数				処理件数					
	書面調査	申告	中小企業庁 長官からの 措置請求	計	措置			不問	計	
					勧告	指導	小計			
19	2,964	145	1	3,110	13	2,740	2,753	307	3,060	
内訳	製造委託等	1,808	83	1	1,892	5	1,700	1,705	164	1,869
	役務委託等	1,156	62	0	1,218	8	1,040	1,048	143	1,191
20	3,168	152	4	3,324	15	2,949	2,964	273	3,237	
内訳	製造委託等	2,181	95	4	2,280	13	1,992	2,005	182	2,187
	役務委託等	987	57	0	1,044	2	957	959	91	1,050
21	3,728	105	2	3,835	15	3,590	3,605	254	3,859	
内訳	製造委託等	3,064	58	0	3,122	10	2,963	2,973	189	3,162
	役務委託等	664	47	2	713	5	627	632	65	697

(注) 1 違反行為を行った事業者ベースの件数。

2 勧告を行った事件の中には、複数の委託取引において違反行為が認められたものがあるが、本表においては、当該事件の違反行為を主として行った委託取引に区分して、件数を計上している。

ウ 下請法違反行為の類型別件数の状況

(7) 下請法違反事件を違反行為類型別にみると、発注書面の交付義務違反等の手続規定違反（下請法第3条又は第5条違反）は3,684件となっており、このうち、発注時に下請代金の額、支払方法を記載した書面を交付していない、又は、交付していても記載すべき事項が不備のものが3,300件、下請取引に関する書類を一定期間保存していないものが384件となっている（表3）。

(4) 親事業者の禁止行為を定めた実体規定違反（下請法第4条違反）は1,535件であり、これを違反行為類型別件数で見ると、多い順に、下請代金の支払遅延、手形期間が120日（繊維業の場合は90日）を超える長期手形等の割引困難なおそれのある手形の交付、買ったとき、下請代金の減額、購入等強制となっている（表3）。

表3 下請法違反行為類型別件数

(単位：件，%)

年度	項目	手続規定			実体規定											合計	
		3条違反	5条違反	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買いたたき	購入等強制	早期決済	割引困難手形	利益提供要請	やり直し等	報復措置		小計
19		2,453	553	3,006	23 (2.0)	701 (59.7)	112 (9.5)	9 (0.8)	39 (3.3)	41 (3.5)	29 (2.5)	147 (12.5)	26 (2.2)	48 (4.1)	0 (-)	1,175 (100)	4,181
	製造委託等	1,533	287	1,820	15 (2.4)	284 (45.7)	49 (7.9)	9 (1.4)	26 (4.2)	26 (4.2)	28 (4.5)	132 (21.2)	23 (3.7)	30 (4.8)	0 (-)	622 (100)	
	役務委託等	920	266	1,186	8 (1.4)	417 (75.4)	63 (11.4)	0 (-)	13 (2.4)	15 (2.7)	1 (0.2)	15 (2.7)	3 (0.5)	18 (3.3)	0 (-)	553 (100)	
20		2,608	297	2,905	6 (0.4)	866 (63.0)	97 (7.1)	6 (0.4)	68 (4.9)	50 (3.6)	15 (1.1)	221 (16.1)	19 (1.4)	26 (1.9)	0 (-)	1,374 (100)	4,279
	製造委託等	1,762	165	1,927	5 (0.6)	434 (52.0)	65 (7.8)	6 (0.7)	50 (6.0)	29 (3.5)	14 (1.7)	206 (24.7)	13 (1.6)	13 (1.6)	0 (-)	835 (100)	
	役務委託等	846	132	978	1 (0.2)	432 (80.1)	32 (5.9)	0 (-)	18 (3.3)	21 (3.9)	1 (0.2)	15 (2.8)	6 (1.1)	13 (2.4)	0 (-)	539 (100)	
21		3,300	384	3,684	25 (1.6)	790 (51.5)	107 (7.0)	14 (0.9)	113 (7.4)	67 (4.4)	42 (2.7)	300 (19.5)	49 (3.2)	28 (1.8)	0 (-)	1,535 (100)	5,219
	製造委託等	2,748	307	3,055	24 (1.9)	594 (47.3)	84 (6.7)	14 (1.1)	97 (7.7)	51 (4.1)	38 (3.0)	288 (22.9)	44 (3.5)	22 (1.8)	0 (-)	1,256 (100)	
	役務委託等	552	77	629	1 (0.4)	196 (70.3)	23 (8.2)	0 (-)	16 (5.7)	16 (5.7)	4 (1.4)	12 (4.3)	5 (1.8)	6 (2.2)	0 (-)	279 (100)	

- (注) 1 1事業者に対して複数の行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるので、違反行為の類型別件数の合計と表2の「措置」の件数とは一致しない。
2 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。
3 ()内の数値は各実体規定違反の全体の件数に占める比率である。

エ 下請代金の支払遅延利息の支払及び下請代金の減額分の返還の状況

下請代金の支払遅延事件については、平成21年度において、790件の指導を行っている。親事業者は、下請代金をその支払期日までに支払わなかったときは、下請事業者に対し、物品等を受領した日（役務提供委託の場合は下請事業者が役務を提供した日）から起算して60日を経過した日から実際に支払をする日までの期間について、その日数に応じ、遅延利息を支払う義務が生じるところ、平成21年度には、遅延日数が60日を超えないため遅延利息を支払う義務が生じなかったものや違反のおそれにとどまるため遅延利息の有無まで認定しなかったものを除く事件等について、親事業者61社から下請事業者2,737名に対し、総額1億790万円の遅延利息が支払われた(表4)。

また、下請代金の減額事件については、平成21年度において、107件の勧告又は指導を行っているところ、減額分の返還について指導しているが平成21年度中には返還の確認ができなかったものや下請事業者に与える影響が軽微なため再発防止等について指導しているが減額分の返還まで指導しなかったものを除く事件等について、親事業者61社から下請事業者2,160名に対し、総額4億8116万円の減額分が返還された(表4)。

表4 下請代金の支払遅延利息の支払状況及び下請代金の減額分の返還状況
(単位：社、名、万円)

年度	下請代金の支払遅延利息の支払状況			下請代金の減額分の返還状況		
	支払を行った親事業者数	支払を受けた下請事業者数	支払の年度総額	返還を行った親事業者数	返還を受けた下請事業者数	返還の年度総額
19	68	3,525	7,244	46	3,736	108,804
20	39	1,456	23,481	50	2,022	295,133
21	61	2,737	10,790	61	2,160	48,116

8. 評価

(1) 必要性

下請事業者の利益を保護し、下請取引の公正化を図るためには、下請業者に及ぼす経済的な不利益が大きい事案等を積極的に勧告・公表し、また、減額事件については減額分を返還させるなど、親事業者による下請事業者に対する不当な不利益を与える下請法違反行為に迅速かつ的確に対処するための事件処理を行う必要がある。

(2) 有効性

ア 下請法違反事件の処理

従来から下請法違反被疑事件に対する積極的な処理、普及・啓発に努めてきたところ、平成21年度の勧告件数は平成15年下請法改正法の施行以降最多であった前年度と同数の15件であり、指導件数は前年度を641件上回る3,590件であった。

また、平成21年度には、平成15年下請法改正法において禁止行為に加わった不当な経済上の利益の提供要請に対して初めて勧告しているほか、製造委託である繊維・衣服等卸売業や役務提供委託である道路貨物運送業など、幅広い分野における下請法違反事件に迅速かつ的確に対処している。

下請法の改正により、勧告においては、下請取引の改善や再発防止を図るため、原状回復措置のほかに「その他必要な措置を採るべきこと」を求めることができることとなっている。平成21年度に勧告した15件については、「その他必要な措置を採るべきこと」として、①違反行為を行わない旨の下請事業者に対する周知徹底、②発注担当者に対する研修など社内体制の整備のために必要な措置、③当該措置内容の自社の役員及び従業員への周知徹底等を求めたところ、勧告対象となった親事業者は全社、これらの措置を採っている。

イ 勧告後の親事業者による下請法遵守のための取組状況

平成17年度に勧告を行った2件、平成18年度に勧告を行った1件及び平成19年度に勧告を行った1件の計4件(すべて下請代金の減額事件)

について、勧告後の親事業者4社による下請法遵守状況についてフォローアップ調査を実施したところ、ユーザーID及びパスワードを付与して権限のない者がコンピュータ・システムへの単価入力ができないようにすること等により、発注前に合意した下請代金の単価を発注後に修正されることを防いだ上で、発注時に登録された下請代金が自動的に支払明細書に記載されるシステムを構築することにより、減額行為の再発防止を図っていることが確認されたほか、社内において下請法研修会を実施しているなど、4社ともに、下請法遵守に向けた各般の取組がみられた。

本フォローアップ調査においては、勧告を行った4社に対する調査に加え、4件の下請事業者のうち、減額分の返還の対象となった下請事業者に対してもアンケート調査を実施しているところ、回答の大部分は、「単価について下請事業者の意見を聞いてくれるようになった」、「単価の見直しに柔軟に応じてくれるようになった」、「発注の書面化が徹底されるようになった」、「発注担当者が下請法の内容を理解するようになった」など、勧告の対象となった違反行為類型（下請代金の減額）以外にも、下請法遵守のための取組を当該親事業者が行っている状況が伺われる。

ウ 勧告事件の公表（社会的認知度の向上）

勧告の措置を採った事件については、減額分を下請事業者に返還すること等、親事業者に行った勧告の内容を平成15年下請法改正法の施行以降すべて公表しており、これが報道されることにより、下請法違反事件に対する社会的関心が高められていると考えられる。

平成21年度の勧告事件は15件であるが、すべての勧告事件が日刊新聞において報道されており、その報道量は計1,328行と一定量の報道がなされた（表5）。

このように、公正取引委員会が積極的な法運用を行い、勧告の措置を採った結果、勧告の内容について報道されている。これは、下請法の内容が広く社会に認知される効果があり、下請法違反行為の未然防止に有効（注）であると考えられることから、その効果は積極的に評価できる。加えて、積極的な事件処理や勧告事件の報道については、下請事業者の下請法に対する理解の浸透にも寄与するものと考えられる。

（注）平成20年3月28日に公表した平成19年度下半期の政策評価「下請法違反行為に対する措置－役務委託等の下請取引分野における下請法の運用及び処理の影響について－」において、認知されることが未然防止に有効であると評価を行っている。

表5 日刊新聞報道量

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
日刊新聞報道量	1,159行	1,538行	3,970行	1,328行
公表1件当たりの平均報道量	105行	118行	265行	89行

(注) 1 新聞の1段は約70行である。

2 平成20年度の日刊新聞報道量が多かったのは、下請代金の減額金額が多額の事件や知名度の高い事業者に対する勧告が複数あったことが要因だと考えられる。

エ 措置によって直接保護された下請事業者の利益

下請法には、下請取引の公正化を図るとともに下請事業者の利益を保護する目的があるところ、平成21年度には、下請代金の支払遅延事件においては、下請事業者2,737名に対し、総額1億790万円の遅延利息が支払われており、下請代金の減額事件においては、下請事業者2,160名に対し、総額4億8116万円の減額分が返還されている。

したがって、平成21年度においては、下請代金の遅延利息及び下請代金の減額分の合計額である5億8906万円が下請事業者の利益として直接保護された。

オ まとめ

平成21年度の勧告件数は、平成15年下請法改正法の施行以降最多であった前年度と同数の15件となっており、指導件数は、前年度を641件上回る3,590件となっている。

勧告後の親事業者4社による下請法遵守のための取組状況に係るフォローアップ調査については、4社ともに、下請法遵守に向けた各般の取組がみられたほか、下請事業者に対するアンケート調査の回答の大部分は、勧告の対象となった違反行為類型（下請代金の減額）以外にも、下請法遵守のための取組を当該親事業者が行っている状況が伺われる。

勧告事件については、平成16年度以降すべて公表してきたところ、平成21年度の勧告事件はすべて新聞報道されており、この効果として下請法の内容が広く社会に認知され、親事業者の下請法に関する遵守体制の整備による下請法違反行為の未然防止に寄与するものと考えられる。

措置によって保護された下請事業者の利益については、平成21年度においては、下請代金の支払遅延事件及び下請代金の減額事件に対し迅速かつ的確に対処した結果、5億8906万円の下請事業者の利益が直接保護された。

以上のことから、下請法違反事件処理は、下請事業者の利益を保護し、下請取引の公正化を図るという目標に照らして有効であったと評価できる。

(3) 効率性

ア(7) 勧告の処理日数

勧告件数については、前年度と同数の15件であったところ、勧告事件の平成21年度の下請法違反事件の処理日数（事件関係人に対して調査を開始した日から措置日までの日数〔休日を含む。〕以下「処理日数」という。）の平均は278日であり、事件処理に6か月超（181日以上）要した事件は13件となっている（表6）。

これら13件について、事件処理に長期間を要した理由としては、減額事件の内容が多様化しており、事実認定に時間を要したこと、初の利益提供要請事件の処理で、勧告・公表に耐え得る証拠収集に時間を要したことなどが挙げられる。

(イ) 指導の処理日数

指導については、前年度の2,949件から3,590件に641件増加したところ、処理日数については、1か月以内（30日以内）の期間で処理した比率が94.5%と、前年度の93.6%から若干増加している。他方、6か月を超えて（181日以上）処理した比率は1.8%であり、前年度の1.4%から若干増加している。

イ まとめ

下請法違反処理日数は、勧告件数については前年度と同数、指導件数については前年度以上の処理を行ったところ、指導についてはおおむね6か月以内に処理した（98.2%）。勧告については、13件について、6か月以内に違反事件を処理するという目標は達成できず、全体では、9.3か月で処理した。

表6 勧告事件調査に要した日数

（単位：件）

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
3か月以内（1～90日）	0	3	0
6か月以内（91～180日）	2	2	2
9か月以内（181～270日）	2	6	5
1年以内（271～360日）	6	2	5
1年3か月以内（361～450日）	3	2	3
1年6か月以内（451～540日）	0	0	0
1年9か月以内（541～630日）	0	0	0

表7 勧告事件調査に要した平均日数 (単位：日，件)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
勧告事件平均処理日数	293	218	278
勧告件数	13	15	15

(4) 反映の方向性

ア 迅速かつ的確な事件処理

親事業者による下請法違反行為を規制するには、下請代金の減額等違反行為によって下請事業者が受ける不利益が重大であると認められる事案に対して積極的に勧告を行い、公表していくことが抑止力の強化という観点から必要であるが、勧告を行うことを視野に入れて調査を行う場合、勧告に耐え得る証拠の収集を行わなければならない。このためには、調査部門の職員の調査能力の向上や調査手法の改善が不可欠であるところ、引き続き、担当職員に対する研修の実施やマニュアルの整備を通じ、調査部門の職員に証拠を収集するためのノウハウの蓄積等を進める必要がある。

イ 調査部門の体制の強化

勧告を行った15件は、すべて下請代金の減額事件であったが、近年、減額行為が多様化しており、事実認定に時間を要するようになっている。また、このうち1件は、減額に加え平成15年下請法改正法において禁止行為に加わった不当な経済上の利益の提供要請に対して初めて勧告したものである。現下の経済環境もあって下請取引の公正化のニーズは以前にも増して、増大の一途を辿っていることから、引き続き、調査体制の強化を進め、より多くの事案処理を迅速に進めていく必要がある。

(5) 総合的評価

勧告件数は平成15年下請法改正法の施行以降最多であった前年度と同数であり、指導件数は前年度を上回る件数となっており、下請事業者の利益を保護し、下請取引の公正化を図るという目標を達成している。また、処理期間についても、一定の効率性が達成された。

9. 第三者の知見の活用状況

政策評価委員会等における各委員の主な意見は以下のとおりである。

○ 書面調査については、具体的な調査方法が分からないので、説明を追加する必要がある。(意見を踏まえて修正を行った。)	柿崎委員
--	------

<p>○ 表 4 に支払遅延利息及び減額分を支払った親事業者数などが記載されているが、表 2 及び表 3 に記載されている措置件数との関係が分かるように記載を追加すべき。支払遅延や減額として勧告又は指導された親事業者は、すべて遅延利息を支払い、減額した金額を返還したのか否か分からない。(意見を踏まえて修正を行った。)</p>	<p>柿崎委員</p>
<p>○ 平成 20 年度に比べて、日刊新聞報道量が低下しているので、その理由を分析した記載を追加してはどうか。(意見を踏まえて修正を行った。)</p>	<p>小西委員</p>

総合評価書

担当課 相談指導室

1. 評価対象施策**公正な取引慣行の推進**

事業活動に関する相談・指導

－独占禁止法相談ネットワークの取組－

【具体的内容】

中小事業者にとって身近な全国の商工会議所及び商工会の相談窓口において独占禁止法及び下請法に関する相談を受け付け、必要に応じて公正取引委員会に取り次ぐ体制を構築することにより、中小事業者及びその団体が独占禁止法及び下請法に関する相談・苦情等をより容易に行えるようにし、中小事業者等からの相談に適切に対応することで、独占禁止法違反行為等の未然防止及び取引の公正化の一層の推進を図る。

2. 施策等の目的

中小事業者等からの相談に適切に対応し、独占禁止法違反行為等の未然防止及び取引の公正化の一層の推進を図る。

3. 評価の実施時期

平成 22 年 4 月～6 月

4. 評価の目的（ねらい）及び観点

- (1) 独占禁止法違反行為等の未然防止及び取引の公正化の一層の推進を図るために必要か（必要性）。
- (2) 独占禁止法違反行為等の未然防止及び取引の公正化の一層の推進を図るために役立ったか（有効性）。

5. 政策効果の把握の手法

- (1) 商工会議所，商工会等に対する「独占禁止法相談ネットワーク」の取組に関するアンケート調査
- (2) 商工会議所，商工会等に対する「独占禁止法相談ネットワーク」の取組に関するヒアリング
- (3) 中小事業者の独占禁止法等に係る相談等に関する電話聞き取り調査
- (4) 独占禁止法等講習会出席者アンケート

6. 評価を行う過程において使用した資料等

(1) 「独占禁止法相談ネットワーク」の取組に関するアンケート調査

調査対象	全国の主要な商工会議所及び商工会並びに都道府県商工会連合会（調査対象数：298）
調査方法	書面アンケート調査
作成者	公正取引委員会
調査期間	平成22年3月10日から同月31日
有効回答数	146件

(2) 「独占禁止法相談ネットワーク」の取組に関するヒアリング

調査対象	全国の主要な商工会議所，都道府県商工会連合会等（59か所）
調査方法	ヒアリング
作成者	公正取引委員会
調査期間	平成22年2月1日から同年3月31日
有効回答数	59件

(3) 中小事業者の独占禁止法等に係る相談等に関する電話聞き取り調査

調査対象	中小事業者（調査対象数：500社）
調査方法	電話聞き取り調査
作成者	株式会社帝国データバンク
調査期間	平成22年4月9日から同月23日
有効回答数	242件

（注）調査対象中小事業者の抽出方法と回答のあった中小事業者の状況

以下の4区分から調査対象中小事業者を売上高順に無作為に500社（各区分から125社）抽出した。

○都市部（東京都） ○サービス業・卸売業・小売業・旅館業： 資本金5,000万円以下	○地方（東北6県及び九州7県） ○サービス業・卸売業・小売業・旅館業： 資本金5,000万円以下
○都市部（東京都） ○その他の業種：資本金3億円以下	○地方（東北6県及び九州7県） ○その他の業種：資本金3億円以下

回答のあった中小事業者の状況は以下のとおりである。

	回答数		
		都市部	地方
商工会議所・商工会の会員	152（63%）	62（48%）	90（79%）
商工会議所・商工会の非会員	90（37%）	66（52%）	24（21%）
合計	242（100%）	128（100%）	114（100%）

(4) 独占禁止法等講習会出席者アンケート

調査対象	平成 21 年度独占禁止法等講習会出席者（767 名）
調査方法	書面アンケート
作成者	有限会社ビジョンブリッジ
調査期間	平成 21 年 9 月から同年 10 月
有効回答数	481 件

(注) 上記資料等はすべて公正取引委員会官房総務課において保管している。

7. 施策の実施状況

(1) 公正取引委員会は、平成 10 年度から、中小事業者及びその団体が独占禁止法及び下請法（以下「独占禁止法等」という。）に関する相談・苦情の申出等をより容易に行えるようにするため、商工会議所及び商工会（以下「商工会議所等」という。）の協力を得て、中小事業者にとって身近な全国の商工会議所等の相談窓口において独占禁止法等に関する相談を受け付け、必要に応じて公正取引委員会に取り次ぐ「独占禁止法相談ネットワーク」（以下「相談ネットワーク」という。）を運用している。

(2) 相談ネットワークを運用していくための最近の具体的な取組は以下のとおりである。

ア 相談ネットワークの周知活動

商工会議所等の会員である中小事業者に相談ネットワークを知ってもらうため、全国の商工会議所等（平成 21 年度約 2,400 か所）に対し、年 1 回、相談ネットワークに関するポスター（平成 21 年度約 2,400 部）及びパンフレット（同約 48,000 部（各 20 部））を配布し、これらを活用するよう依頼している。

イ 経営指導員等に対する啓発活動

公正取引委員会は、商工会議所等において相談業務に従事する経営指導員等に独占禁止法等について理解してもらうため、以下の取組を実施している。

(ア) 商工会議所等が実施する経営指導員研修会等に、以下のとおり公正取引委員会の職員を講師として派遣し、独占禁止法等についての説明を行っており、平成 21 年度については、派遣件数 25 件で約 1,960 名の経営指導員等（全国の商工会議所等の経営指導員約 8,000 名のうちの約 25%）に対して説明を行った。

表 1 経営指導員研修会等への講師派遣件数（過去 3 年間）

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
23 件	43 件	25 件

- (イ) 全国の商工会議所等に対し、年1回、公正取引委員会に寄せられた相談のうち他の事業者等にも参考となる事案の概要を取りまとめた「独占禁止法に関する相談事例集」(平成21年度約2,500部)、及び独占禁止法等の概要や違反事例等をまとめた「中小企業のための独占禁止法ガイド」(同約2,400部)を配布している。

この「中小企業のための独占禁止法ガイド」は、経営指導員研修会等での説明資料としても利用している。

ウ 中小事業者に対する啓発活動

商工会議所との共催により、中小事業者に独占禁止法等の概要について理解してもらうとともに、個別具体的な相談に応じる独占禁止法等講習会(以下「講習会」という。)を、毎年全国8か所程度で開催している。

表2 講習会開催状況(過去3年間)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
開催箇所数	8か所	8か所	9か所
参加者数	751名	600名	767名
個別相談件数	35件	44件	32件

8. 評価

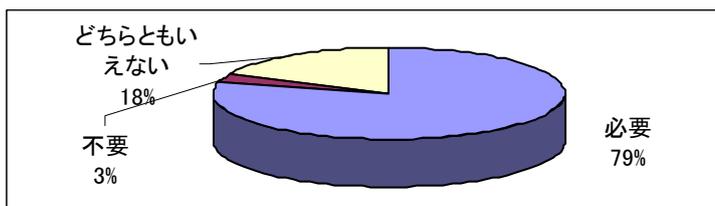
(1) 必要性

ア 相談ネットワークについて

(ア) 商工会議所等に対するアンケート調査結果

全国の主要な商工会議所及び商工会並びに都道府県商工会連合会を対象としてアンケート調査(以下「商工会議所等アンケート調査」という。)を行ったところ(調査対象:298,有効回答数:146),中小事業者にとって身近な全国の商工会議所等の相談窓口において独占禁止法等に関する相談を受け付け、必要に応じて公正取引委員会に取り次ぐ相談ネットワークは、今後も必要であるとの回答の割合は79%であった。

図1 相談ネットワークの必要性



(イ) 商工会議所等に対するヒアリングの結果

全国の主要な59の商工会議所等にヒアリングを行ったところ、大部

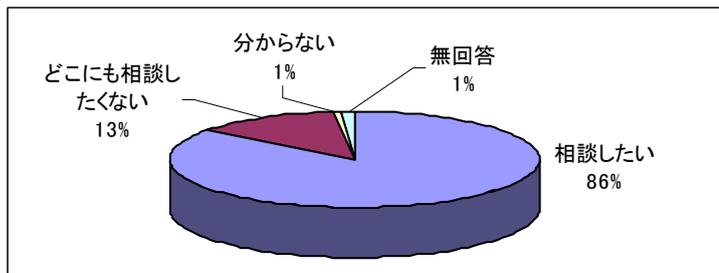
分（必要性について意見があった商工会議所等 42 のうち 38）の商工会議所等は、相談ネットワークは必要である、有意義である、存続した方が良いという意見であった。その主な理由は、以下のとおりである。

- ① 会員は、直接公正取引委員会に相談することには抵抗があると思われ、日ごろから相談に訪れている商工会議所等の方が相談しやすい。
- ② 公正取引委員会の事務所はブロック単位でしか置かれていないため、身近な場所に相談窓口があるのは中小事業者にとって有用である。
- ③ 会員は独占禁止法・下請法を知らないので、商工会議所等が公正取引委員会への橋渡しをする意義はある。
- ④ 利用は多くないが相談があったときの受け皿として必要である。
- ⑤ 何かあったときに公正取引委員会とのパイプがないと困る。
- ⑥ 相談ネットワークがあることは有益であり、利用がないから必要ないというものではない。
- ⑦ いつでも商工会議所等に相談できて、それが公正取引委員会に伝わるといふ相談ネットワークは、大企業・親事業者への抑止力としての役割もある。

(ウ) 中小事業者に対する電話聞き取り調査の結果

独占禁止法等に係る相談の状況等について中小事業者に電話で聞き取り調査を行ったところ（調査対象：500、有効回答数：242）、回答のあった242社の中小事業者のうち152社（63%）が商工会議所等の会員であった。この152社に「取引先から使いみちの分からない協賛金を負担させられる、取引先から支払われる代金が一方的に減額される、競争業者による採算を度外視した安売りによって客先を奪われるなどの独占禁止法や下請法上問題となるかも知れない行為で困ったことが起きたとき、どこかに相談したいか」と質問したところ、「相談したい」が86%を占めた。

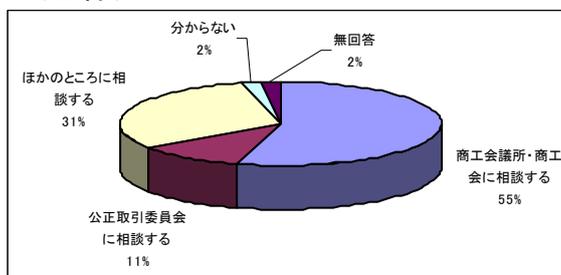
図2 独占禁止法等の問題への対応



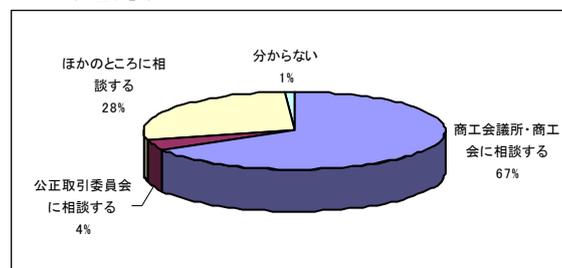
また、「相談したい」と答えた130社に「相談するとしたらどこに相

談するか」と質問したところ、「商工会議所・商工会に相談する」が55%であり、特に地方においては67%と高い割合であった。

図3 独占禁止法等の問題の相談先
(全体)

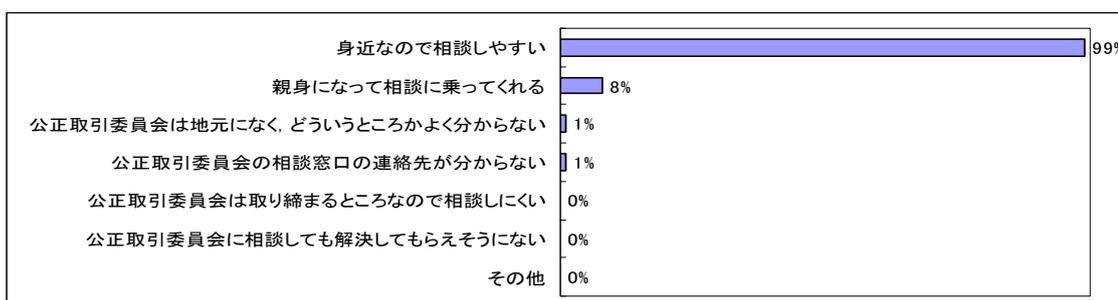


(地方)



さらに「商工会議所・商工会に相談する」と回答した72社にその理由について質問したところ、ほとんどが「身近なので相談しやすい」との回答だった。

図4 商工会議所・商工会に相談する理由



(I) まとめ

以上のことからすれば、全国各地に多数存在し、中小事業者にとって身近な商工会議所等の相談窓口において独占禁止法等に関する相談を受け付け、必要に応じて公正取引委員会に取り次ぐ相談ネットワークのニーズはあるものと考えられ、中小事業者にとって必要なものであると評価できる。

イ 相談ネットワークの運用のための具体的取組について

(7) 相談ネットワークの周知活動（パンフレット、ポスターの配布）

上記アのとおり、中小事業者にとって相談ネットワークは必要なものであると評価できるところ、相談ネットワークを中小事業者に利用してもらうための周知活動も必要なものであると評価できる。

(1) 経営指導員等に対する啓発活動

商工会議所等において相談業務に従事する経営指導員等に独占禁止法等についてある程度理解してもらえれば、中小事業者に独占禁止

法等の内容について説明してもらうことができる。また、中小事業者から話を聞いたときに、それが独占禁止法等の問題になるかもしれないと認識し、これを公正取引委員会に取り次ぐことも可能となる。よって、経営指導員等への啓発活動は、相談ネットワーク運用のための取組として必要なものであると評価できる。

(ウ) 中小事業者に対する啓発活動（講習会の開催）

中小事業者が独占禁止法等に関する相談・苦情の申出等をより容易に行えるようにする前提として、中小事業者に独占禁止法等の概要を理解してもらえるよう啓発活動を行うことは、相談ネットワークの運用のために必要な取組であると評価できる。

公正取引委員会では、毎年全国8か所程度で講習会を開催し、その場で独占禁止法等に関する個別相談に応じているが、平成21年度の個別相談件数は32件にすぎない。平成21年度に公正取引委員会が受け付けた相談は、独占禁止法と下請法合わせて12,632件である。公正取引委員会では、事業者等からの相談を受け付けていることをホームページ等で広く周知し、また、平成21年11月からは「中小事業者取引公正化推進プログラム」として、中小事業者専用相談窓口を設置するとともに、中小事業者のための移動相談会も実施している。したがって、講習会で個別相談に応じることの必要性は乏しくなっているものと考えられる。

(2) 有効性

ア 相談ネットワークについて

(7) 相談ネットワークが利用された相談の件数

公正取引委員会に寄せられた相談のうち、相談ネットワークが利用され、公正取引委員会に取り次いだと確認できる相談の件数は、以下のとおりである。

表3 相談ネットワークが利用された相談件数

平成19年度	平成20年度	平成21年度
15件	7件	7件

ただし、公正取引委員会への相談時に、相談者が、「相談ネットワークを利用して相談している」、「商工会議所等に教えてもらって相談している」などと言わない場合もあることなどから、相談ネットワークが利用された相談の実際の件数は不明である。

(イ) 商工会議所等からのヒアリング

会員からの独占禁止法等に関する相談の状況についてヒアリングしたところ、大部分（ヒアリングした商工会議所等59のうち56）の商工

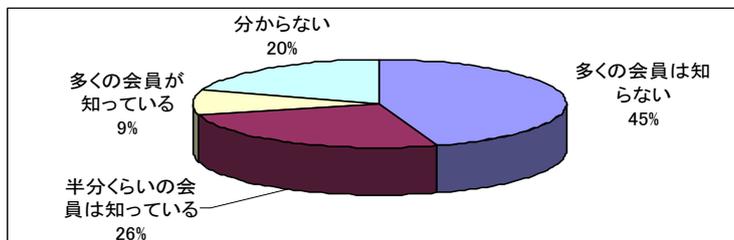
会議所等が、「会員から独占禁止法・下請法に関する相談はほとんどない」、「会員は相談ネットワークを利用していない」との回答であった。その主な理由は以下のとおりである。

- ① 相談ネットワークを知らない。
- ② 独占禁止法・下請法を知らない。
- ③ 経営指導員が相談ネットワークについて十分承知していない。
- ④ 独占禁止法・下請法の知識がある者は直接公正取引委員会に相談している。
- ⑤ 取引先に相談したことを知られてしまうことをおそれて相談しない。
- ⑥ 取引のトラブルは無料相談会等で弁護士に相談している。
- ⑦ 下請法に関する問題は下請かけ込み寺に相談している。

(ウ) 商工会議所等アンケート調査

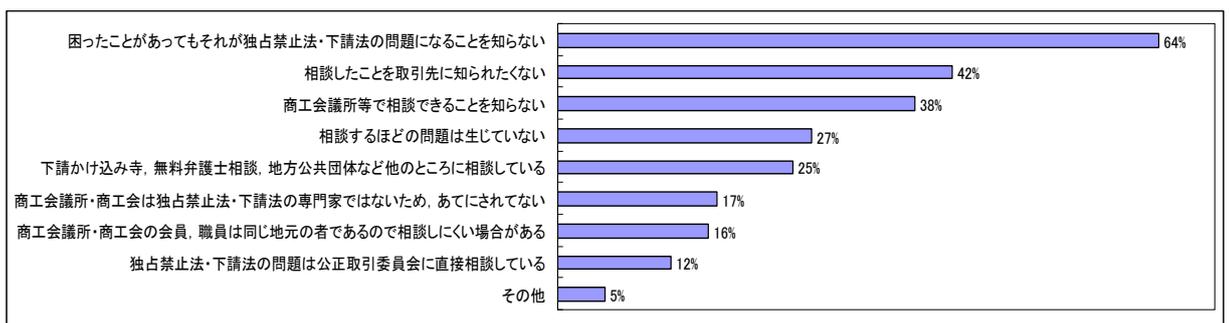
商工会議所等アンケート調査において、「商工会議所等の相談窓口で独占禁止法・下請法に関する相談を受け付けていることを、会員のどの程度が知っているか」と質問したところ、「多くの会員が知っている」と「半分くらいの会員は知っている」が合わせて35%であり、あまり知られていない状況であった。

図5 独占禁止法等の相談受付の認知状況



また、商工会議所等に会員から独占禁止法等に関係する相談が寄せられることが少ない理由を聞いたところ、「困ったことがあっても独占禁止法・下請法の問題になることを知らない」、「商工会議所等で相談できることを知らない」という回答が多かった。

図6 独占禁止法等の相談が少ない理由



(エ) まとめ

上記(ア)から(ウ)の結果からすると、現状では中小事業者に相談ネットワークがあまり利用されていない実態にあり、その主な原因は、中小事業者が、商工会議所等の相談窓口で独占禁止法等に関する相談を受け付けていることを知らない、独占禁止法等の内容を知らないことにある。よって、これらについて知ってもらえれば、中小事業者にとって相談ネットワークはより有効なものになると考えられる。

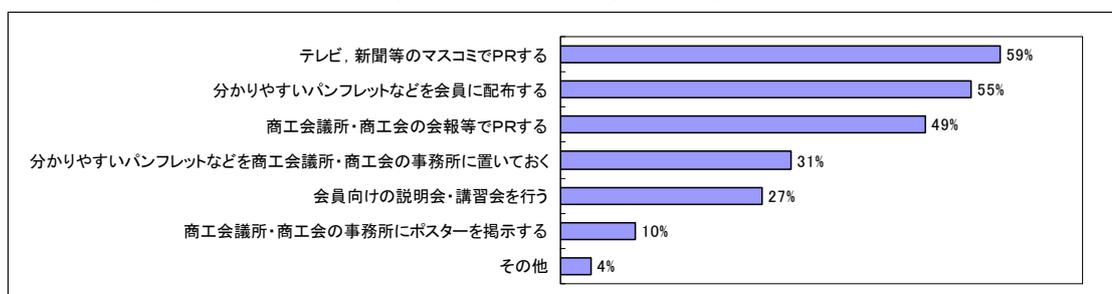
イ 相談ネットワークの運用のための具体的取組について

(ア) 相談ネットワークの周知活動（パンフレット、ポスターの配布）

商工会議所等アンケート調査において、パンフレット、ポスターの作成・配布についてPR効果があるかどうか質問したところ「効果がある」との回答は27%程度にすぎず、商工会議所等へのヒアリングでも、ポスターの掲示、パンフレットの設置だけではPR効果は低いとの回答が多かった。したがって、現状のパンフレット、ポスターの作成・配布については、有効なPR方法であるとは評価できない。

商工会議所等アンケート調査で、会員に相談ネットワークを知ってもらうための効果的な方法について質問したところ、以下のとおりであり、今後、この結果も踏まえ、より有効な方策を実施していく必要があると考えられる。

図7 相談ネットワーク周知のための効果的な方法



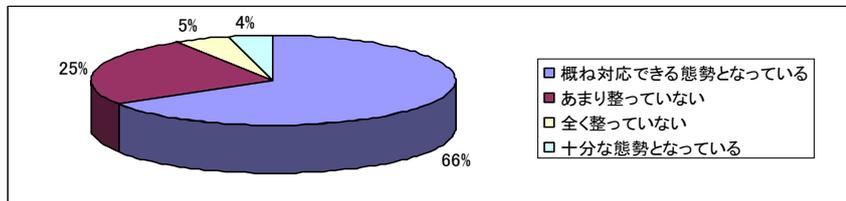
(注) その他として、経営指導員等に対する意識啓発、経営指導員が理解することが大事、経営指導員が会員を巡回訪問する際にチラシを配布し、説明するのが効果的という意見があった。

(イ) 経営指導員等に対する啓発活動

商工会議所等アンケート調査において、「相談窓口において会員からの独占禁止法・下請法に関係する相談を受け付け、必要に応じ公正取引委員会に取り次ぐという態勢が整っているか」と質問したところ、「概ね対応できる態勢となっている」と「十分な態勢となっている」との回答が合わせて70%を占めることから、経営指導員研修会等への講師派遣や「独占禁止法に関する相談事例集」及び「中小企業のため

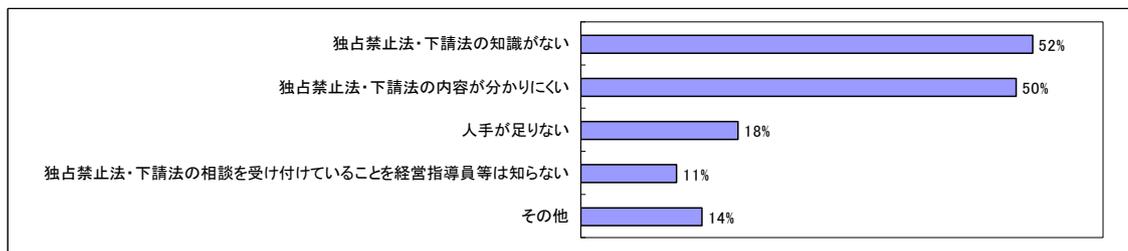
の独占禁止法ガイド」の商工会議所等への配布という啓発活動については、一定の効果を有するものと評価できる。

図8 相談ネットワークに係る態勢整備の状況



しかし、上記の質問において、「あまり整っていない」、「まったく整っていない」との回答も30%（44商工会議所等）を占め、その理由を聞いたところ、「独占禁止法・下請法の知識がない」、「独占禁止法・下請法の内容が分かりにくい」との回答が多く、また、「独占禁止法・下請法の相談を受け付けていることを経営指導員等は知らない」との回答もあったことから、取組方法を工夫する必要もあると考えられる。

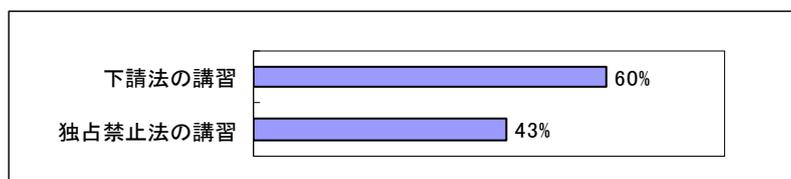
図9 相談ネットワークに係る態勢が整っていない理由



(ウ) 中小事業者に対する啓発活動（講習会の開催）

講習会は、中小事業者に独占禁止法等の概要について理解してもらうことを目的として開催しているものであるが、平成21年度に開催した講習会の出席者に対してアンケート（出席者767名、有効回答数：481名）を実施し、有益であった講習内容は何かについて質問したところ、以下のとおり、下請法の講習が有益との回答が60%、独占禁止法の講習が有益との回答は43%であり、中小事業者に独占禁止法等に関する理解を深めてもらうという面では有効であると評価できる。

図10 有益であった講習内容



しかし、講習会の参加者数は年間8か所程度の開催で700名程度にすぎず、全国の中小事業者数(会社数+個人事業者数)が約419.8万、会社数では約149.3万もの数であることからすると、講習会という方法では、多くの中小事業者に独占禁止法等の概要を理解してもらうには限界がある。

(注) 中小事業者数は、「平成18年事業所・企業統計調査(基幹統計)」(総務省)の結果を再編加工したもので、中小企業庁公表数値である。

(4) 反映の方向性

ア 相談ネットワークについて

中小事業者にとって身近な商工会議所等への独占禁止法等に係る相談のニーズはあり、相談ネットワークは中小事業者にとって必要なものであると評価でき、継続していく必要がある。

イ 相談ネットワークの活用促進のための具体的取組について

(7) 相談ネットワークの周知活動(パンフレット、ポスターの配布)

中小事業者に相談ネットワークの存在自体を知ってもらわなければ、相談ネットワークに関する取組は意味がなく、相談ネットワークの活用促進を図るためには、中小事業者に対する周知活動は必要不可欠なものである。

しかし、現状のパンフレット、ポスターの配布は効果を上げているとはいえ、特に、ポスターの掲示については、上記(2)イ(7)の図7のとおり、効果があると回答した商工会議所等は10%にすぎない。このように周知活動が不十分であるため、相談ネットワーク自体の存在や独占禁止法等の内容を知らないがために相談ネットワークを活用する機会を逸している中小事業者が多数いるものと考えられる。相談ネットワークの存在を多くの中小事業者に知ってもらえれば、中小事業者と親事業者等の取引先との公正な取引の実現のためのツールの一つとして、また、中小事業者の独占禁止法違反行為等の未然防止のためのツールとして、相談ネットワークを活用してもらうことが期待できる。

したがって、今後、ポスターの作成・配布は取り止めるとともに、例えば、

- ① 商工会議所等の会報等に定期的に相談ネットワークについてのPR記事を掲載してもらう
- ② 政府広報を利用して相談ネットワークのPRを行う
- ③ 相談ネットワークや独占禁止法等の概要等をより分かりやすく、また、経営指導員等にとってより使いやすく工夫したパンフレットを作成して、提供する

など、効果的な周知活動となるよう抜本的な見直しが必要である。

(4) 経営指導員等に対する啓発活動

経営指導員等への啓発活動は相談ネットワーク運用のための取組として必要なものである。

しかし、現状の取組では十分ではない部分もあることから、今後、例えば、

- ① より積極的に経営指導員研修会等に講師を派遣する
 - ② 経営指導員研修会等では、独占禁止法等の概要について理解してもらえよう、より分かりやすい資料を用い、ポイントを絞って説明したり、これまで以上に相談ネットワークの活用の方法等について説明したりするなどの工夫を行う
- など、できるだけ多くの経営指導員等に相談ネットワークや独占禁止法等の内容等について理解してもらえよう、一層の啓発に努める必要がある。

(ウ) 中小事業者に対する啓発活動（講習会の開催）

講習会については、

- ① 講習会で個別相談に応じることの必要性は乏しくなっている
- ② 講習会という方法は、中小事業者に独占禁止法等に関する理解を深めてもらうには有効であるが、多くの中小事業者に独占禁止法等の概要について理解してもらうには限界がある
- ③ 相談ネットワークの趣旨からすれば、中小事業者に独占禁止法等に関する理解を深めてもらうよりは、理解が浅くてもできるだけ多くの中小事業者に独占禁止法等の概要を知ってもらうことが有益である

ことなどから、廃止を含めた抜本的な見直しが必要である。

今後は、例えば、経営指導員等が中小事業者に独占禁止法等の概要について説明するよう依頼する、商工会議所等が主催する中小事業者向けのセミナー等に公正取引委員会職員を講師として派遣するなど、より効果的な啓発となるような工夫が必要である。

(5) 総合的評価

相談ネットワークは、中小事業者にとって独占禁止法違反行為等の未然防止及び取引の公正化の一層の推進を図るために必要な取組であると評価できる。

しかし、現状の相談ネットワーク運用のための具体的な取組については、その目的を達成していないものもあり、今後、中小事業者による相談ネットワークの活用促進を図るために効果的な周知活動を行うなど見直しが必要である。

9. 第三者の知見の活用状況

政策評価委員会等における各委員の主な意見は以下のとおりである。

○ 周知活動の効果が認められないポスターの配布や講習会は廃止又は見直すということで、評価としては適当である。ただし、評価の先の問題として、相談ネットワークを機能させるために、経営指導員等に対する啓発活動が本当に行えるのか疑問はある。	田辺委員
○ 評価自体はメリハリがあって良いが、今後の取組においては、商工会議所等は多様な業務を行っており、相談ネットワークに関する業務を行う気がどの程度あるかという問題がある。	柿崎委員

総合評価書

担当課 官房総務課

1. 評価対象施策

競争環境の整備

競争政策の普及啓発

－公正取引委員会の広報・広聴活動－

【具体的内容】

独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動内容等について、報道発表やホームページ等による広報活動を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じて国民からの意見・要望を広く把握する広聴活動を通じて、競争政策に対する国民的理解の増進を図る。

2. 施策等の目的

独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じて意見・要望を把握することを通じて、競争政策に対する国民的理解の増進を図り、もって、事業者及び事業者団体による独占禁止法等の違反行為の未然防止と今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図る。

3. 評価の実施時期

平成 22 年 4 月～6 月

4. 評価の目的（ねらい）及び観点

- (1) 取組は、競争政策に対する国民的理解の増進を図るために必要か（必要性）。
- (2) 取組は、競争政策に対する国民的理解の増進を図ることに貢献したか（有効性）。
- (3) 取組は、競争政策に対する国民的理解の増進を図るために効率的に行われたか（効率性）

5. 政策効果の把握の手法

- (1) エヌ・ティ・ティ・ナビスペース株式会社による公正取引委員会の広報活動に関するウェブアンケート調査
- (2) 株式会社ジャパン通信社による公正取引委員会の広報活動に関する広告効果測定
- (3) 独占禁止法教室参加者へのアンケート集計

6. 評価を行う過程において使用した資料等

- (1) 広報に関するウェブアンケート調査

調査対象	一般国民 1,000 名（民間企業勤務者 400 名，自営業者 150 名，弁護士 50 名，学生及び研究者 100 名，教育関係者 100 名，その他の一般の方 200 名）
調査方法	ウェブアンケート調査
作成者	エヌ・ティ・ティ・ナビスペース株式会社
調査期間	平成 22 年 3 月 24 日から同月 31 日
有効回答数	1,000 件

- (2) 広報活動に関する広告効果測定調査

調査対象	公正取引委員会が報道発表等を行った広報活動に関する新聞記事
調査方法	新聞記事の広告費換算
作成者	株式会社ジャパン通信社
調査期間	平成 21 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日
有効記事数	494 件

- (3) 独占禁止法教室のアンケート調査

調査対象	独占禁止法教室を受けた中学生及び大学生
調査方法	授業後にアンケート調査
調査期間	平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 4 月 31 日
作成者	公正取引委員会
有効回答数	中学生（3 校 348 名），大学生（1 校 109 名）

(注) 上記資料等はすべて公正取引委員会官房総務課において保管している。

7. 施策の実施状況

- (1) 報道発表等

公正取引委員会は、独占禁止法等違反行為に対する法的措置、独占禁止

法等の改正等について、報道発表を行っており、平成 21 年度においては 278 回の発表を行っている。

報道発表には、公正取引委員会の担当者が記者に対して、報道発表資料に沿ってその内容の説明を行う「記者レク」と、記者レクを行わずに、報道発表資料を記者に配布し、電話による照会があった際に説明を行う「資料配布」と呼ばれる方法がある(平成 21 年度の記者レク回数:62 回)。

表 1 報道発表の件数

平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
316 回	308 回	359 回	278 回

このほか、毎週水曜日に開催している事務総長定例会見(注1)の内容についてのホームページへの掲載、報道発表及び事務総長定例会見の概要、各種セミナーの開催案内等を内容とするメールマガジンの配信(毎月2回)、特定のテーマについて新聞等による政府広報(注2)を利用した広報を行っている。

(注) 1 「事務総長定例会見」とは、公正取引委員会の活動状況、独占禁止法等の法執行の状況等について、広く国民に情報提供を行うことを通じて、競争政策に対する国民的理解の増進や独占禁止法等の違反行為の未然防止を図るため、毎週水曜日に、公正取引委員会事務総長が記者会見を行うものである。

2 「政府広報」とは、政府の重要施策について、広く国民に、その内容、背景、必要性等を知ってもらうためのもので、これによりそれらの施策に対する国民的理解と協力を得ることを目指すものであり、内閣府が実施している(内閣府政府広報ホームページより転載)。

表 2 メールマガジン登録者の推移

平成 19 年度末	平成 20 年度末	平成 21 年度末
1,551 名	3,153 名	4,088 名

(2) 各種広報資料の作成・配布

ア パンフレット

独占禁止法等や公正取引委員会に対する一般の理解を深めるため、「知ってなっとく独占禁止法」(平成 21 年度 15,000 部)、「知るほどなるほど下請法」(同 5,000 部)等の法律を説明するパンフレットを作成し、事業者、一般消費者等に広く配布したほか、中学生向け副教材として「わたしたちの暮らしと市場経済」(同 3,000 部)を作成し、中学校等に配布している。

イ ウェブサイト

平成9年以降、ウェブサイト(<http://www.jftc.go.jp/>)を開設し、多くの

項目にわたる各種の情報を掲載している。このうち、報道発表資料については、報道発表の都度、発表当日に掲載を行っている。

また、ウェブサイト上では、上記アのパンフレットの掲載やDVDの動画配信を行うことにより、インターネットにアクセス可能な国民が広く活用できるようにしている。

そのほか、ウェブサイト上に、法令・ガイドラインのページや審決データベースを設けたり、特に国民の関心の高い施策やテーマ毎に取りまとめたページ(例えば、改正独占禁止法のページ、子供向けのページ、教育支援のページなど)を設けたり、海外の競争法の概要を紹介するページを設けたりするなどして、国民が公正取引委員会の活動についてより理解が深まるような工夫を行っている。

(3) 学校教育を通じた普及・啓発

競争政策に対する生徒及び学生の理解の増進を図るため、平成14年度以降、中学校・高校・大学の授業に公正取引委員会の職員を講師として派遣し、競争の重要性、公正取引委員会の役割等を内容とする独占禁止法教室を開催している(平成21年度47回)。

このほか、小・中学生、高校生の公正取引委員会への見学にも応じている(平成21年度4回実施)。

<独占禁止法教室の件数等>

○過去4年間の件数の推移

表3 独占禁止法教室の開催件数の推移

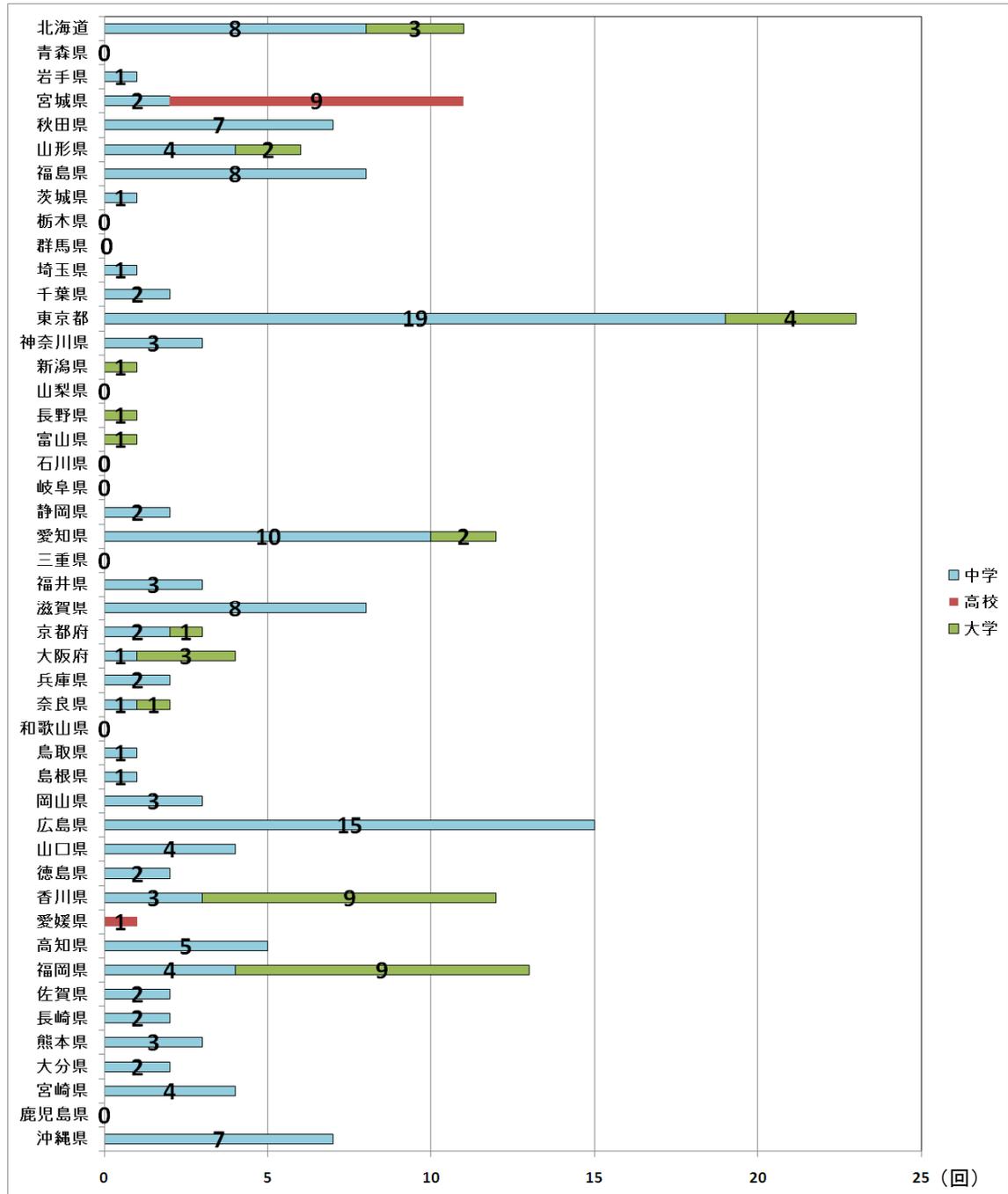
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
中学生	17回	20回	25回	26回
高校生	0回	2回	6回	2回
大学生	6回	4回	8回	19回
合計	23回	26回	39回	47回

○平成14年度～平成21年度の累計

・開催回数：全国190か所（中学校143校，高校10校，大学37校）

・参加者数：約14,000人

図1 独占禁止法教室の都道府県別の開催回数



(4) 国民からの意見聴取・情報提供

ア 独占禁止政策協力委員会議

競争政策への理解の促進と地域の経済社会の実情に即した政策運営に資するため、平成 11 年度から独占禁止政策協力委員制度を設置し、公正取引委員会に対する独占禁止法等の運用や競争政策の運営等に係る意見・要望の聴取等を行っている。

平成 21 年度においては、各地域の有識者 150 名に委員を委嘱し、全国 9 都市（札幌，盛岡，東京，名古屋，大阪，広島，高松，福岡及び那覇の 9 都市，延べ 11 回）で、公正取引委員会委員長，委員，事務総長等が出席し、公正取引委員会の最近の活動状況を説明した上で意見交換を行う独占禁止政策協力委員会議を開催した。

イ 地方有識者との懇談会

地方有識者（経済団体代表，消費者団体代表及び学識経験者等）と公正取引委員会委員等との懇談及び講演会を通して、競争政策についてより一層の理解を求めるとともに、幅広い意見，要望を把握し、今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図るため、昭和47年度以降，毎年，全国各地において地方有識者との懇談会及び講演会を開催している。

平成 21 年度においては、10 月に、全国 9 都市（函館，仙台，水戸，名古屋，神戸，鳥取，高松，熊本及び那覇）において、公正取引委員会の最近の活動状況等について、各地の主要経済団体，消費者団体の代表者等の有識者と公正取引委員会委員又は事務総長との意見交換を行い、あわせて、講演会を開催し、公正取引委員会の最近の活動状況について説明した。

このほか、全国各地において、地方事務所長等の事務総局職員と有識者との懇談会も随時開催しており、平成 21 年度においては、全国 79 か所で地方有識者との懇談会を開催した。

表 4 地方有識者との懇談会の件数

平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
48 回	62 回	82 回	88 回

8. 評価

(1) 広報活動全体

ア 必要性

独占禁止法等の規制内容や公正取引委員会の活動状況等を周知するための広報活動は、事業者及び事業者団体に対して、独占禁止法等に対する理解を深め、また、法運用の透明性を確保することにより、独占禁止法等の違反行為を未然に防止する効果があると考えられる。また、一

般消費者に対して、①自衛効果（違反被疑行為を見つけて公正取引委員会に措置を求める、談合など税金の無駄遣いを監視する）、②牽制効果（消費行動を通じて企業の違反行為を抑止する）、③予防効果（消費者が民間企業の従業員や株主でもある場合に違反行為の実行を差し控えさせる）といった効果があると考えられる。

有識者との懇談会の開催など国民から幅広い意見を聴取する広聴活動は、競争政策への国民的な理解の促進と、独占禁止法等や競争政策に係る意見・要望を把握し、今後の競争政策の運営に反映させることに資するものである。

したがって、公正取引委員会の広報・広聴活動は、競争政策に対する国民的理解の増進を図り、もって、事業者又は事業者団体による独占禁止法等の違反行為の未然防止と今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図るために必要な施策と考えられる。

イ 有効性

広報・広聴活動の有効性、すなわち、独占禁止法等の広報・広聴活動により、独占禁止法等や公正取引委員会の活動内容等について国民的理解がどれほど増進したかを評価することとし、報道発表、独占禁止政策協力委員制度など多岐に渡る広報・広聴活動を構成する個々の活動について必要な改善を図っていくため、これら個々の活動ごとにその有効性を評価することとした。

広報・広聴活動の有効性については、主に、一般国民1,000人を対象として実施したウェブアンケート調査の結果に基づき評価することとした。このウェブアンケート調査は、個別の広報・広聴活動の対象となる者からの評価を得るため、民間企業勤務者、自営業者、弁護士、学生・研究者、教育関係者及びその他（無職など）について、それぞれの属性に応じて一定の回答数を得られるようにした。

アンケート調査の対象者の属性は、図2及び図3のとおりである。

図2 アンケート調査対象者の年齢層、性別の割合

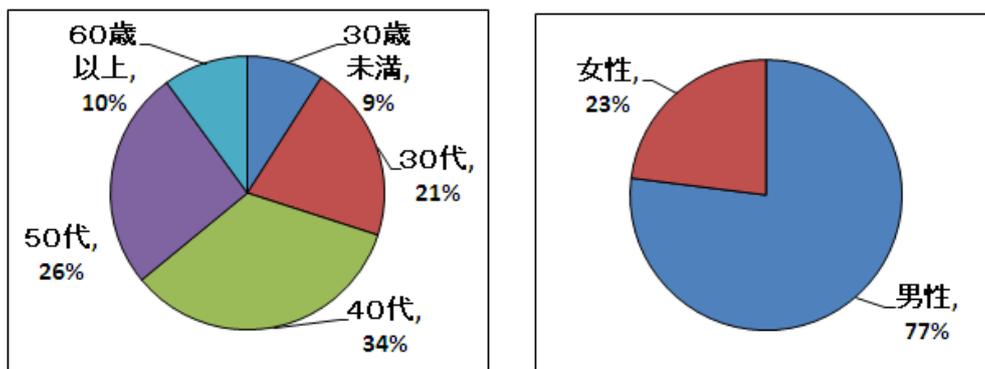
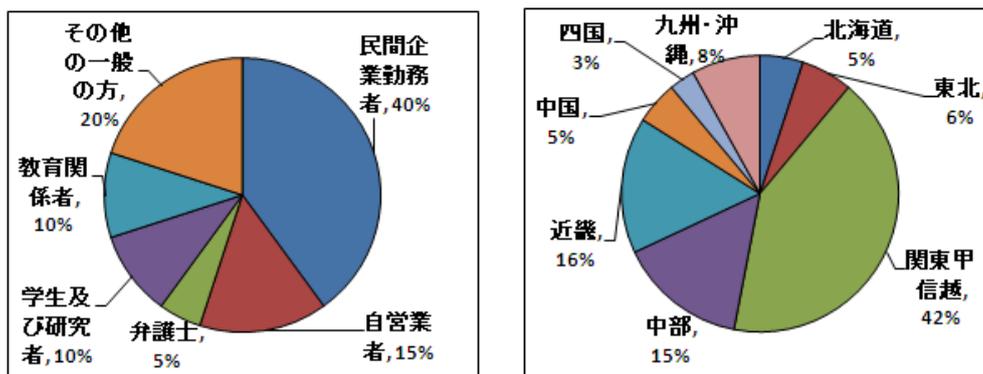


図3 アンケート調査対象者の職業別、居住地域ブロック別の割合



(2) 報道発表

ア 必要性

報道発表は、独占禁止法等の違反事件処理や各種経済実態調査など公正取引委員会の個別の活動について、その背景や経緯、重要性を含めた内容を、より多くの国民に適時に周知するものであり、公正取引委員会の法運用の透明性を確保し、競争政策への国民的な理解を深め、もって、事業者又は事業者団体による違反行為を未然に防止するためには欠かせないものである。

イ 有効性

公正取引委員会の報道発表は、発表の当日に、公正取引委員会のウェブサイトに掲載しているが、ウェブアンケート調査によれば、ウェブサイトの報道発表資料を「見たことがある」と回答した者は5.9%に過ぎず(1,000人中59人)、国民一般が自ら能動的にウェブサイトにアクセスし、情報を入手する実態にあるとはいえない。一方、我が国で発行される日刊新聞は、平成20年10月1日時点で約5149万部であって、1世帯当たり0.98部の割合で読まれる媒体であり(日本新聞協会)、全国に深く浸透したメディアといえる。したがって、公正取引委員会の活動が、新聞発表を通じて新聞で広く報道されれば、国民の独占禁止法等に関する理解が増進すると考えられることから、報道発表の有効性は、日刊新聞の報道量を指標とすることによって評価することができると考えられる。

独占禁止法等の違反事件処理や各種経済実態調査など公正取引委員会の個別の活動に関する新聞記事のうち、平成21年1月から同年12月において公正取引委員会が把握したものについて、株式会社ジャパン通信社に委託し、広告費換算の推計を行った(記事ごとに面積を実測し、「media-data2009年版」(メディアリサーチ社発行)の各媒体広告料金のうち「記事中」の広告料の最小単位を割り出して算出した単価を乗じて推計。)

同調査によれば、新聞記事が494件であり、広告費換算の推計値は約9億2231万円であった。これは、平成21年度における公正取引委員会の競争

政策の普及啓発に係る予算(総額約2033万円)の約45倍である。公正取引委員会は報道発表の際には、主要な案件について記者レク(平成21年度:62回)をしたり、事務総長定例会見で紹介したりするなど、マス・メディアに対して積極的に情報提供しており、このような取組が日刊新聞の報道量につながったものと考えられ、報道発表に関する広報活動は有効であったと考えられる。

また、公正取引委員会の報道発表の資料の内容に対する国民からの評価を調査するために、ウェブアンケート調査において、アンケート対象者全員(1,000人)に、報道発表資料を読んだ上での感想を聞いたところ、全体の39%が「役に立つ」、35%が「興味がある」という回答であり、報道発表資料の内容は国民に対しておおむね有益なものと考えられる。特に、公正取引委員会の活動と関係の深い弁護士に聞いたところ、「役に立つ」、「興味がある」という回答が、それぞれ52%、48%であり、全体平均よりも高い比率となっており、また、46%が自らの「研究や学習に活用したい」としており、公正取引委員会の報道発表資料は専門家にとってより有益なものと考えられる。

一方で、報道発表資料について「文書や用語が分かりやすい」、「図表、イラスト等が分かりやすい」という回答は、全回答者のそれぞれ8%、9%と低い比率となっており、いずれの属性においても、同様に低い比率となっている。また、報道発表資料に対する要望は、「文章や用語を分かりやすくしてほしい」(52%)、「図表、イラスト等を分かりやすくしてほしい」(42%)という回答が多く、今後の改善の余地があると考えられる。

図4 報道発表資料を読んだ上での感想

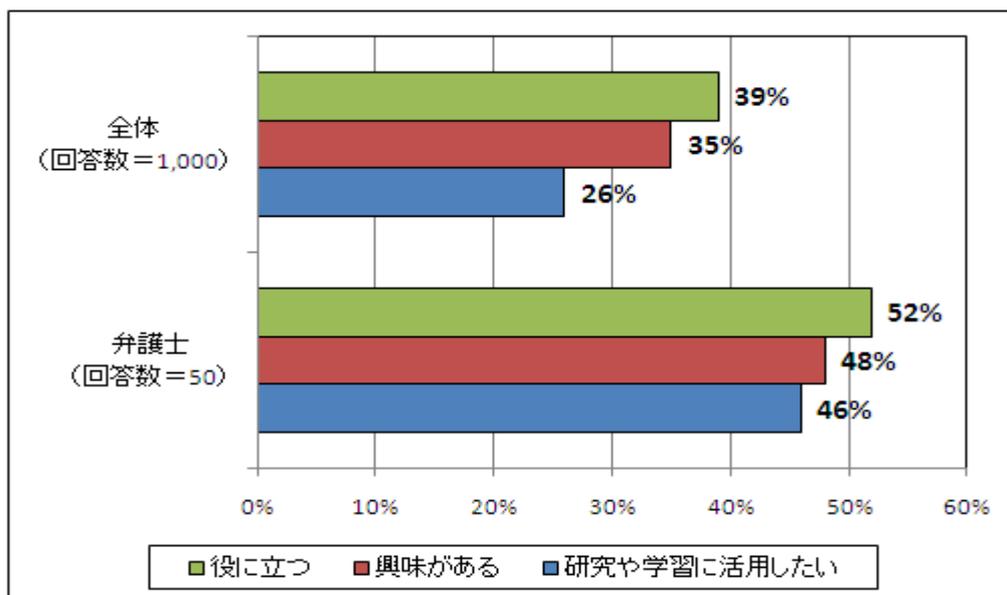
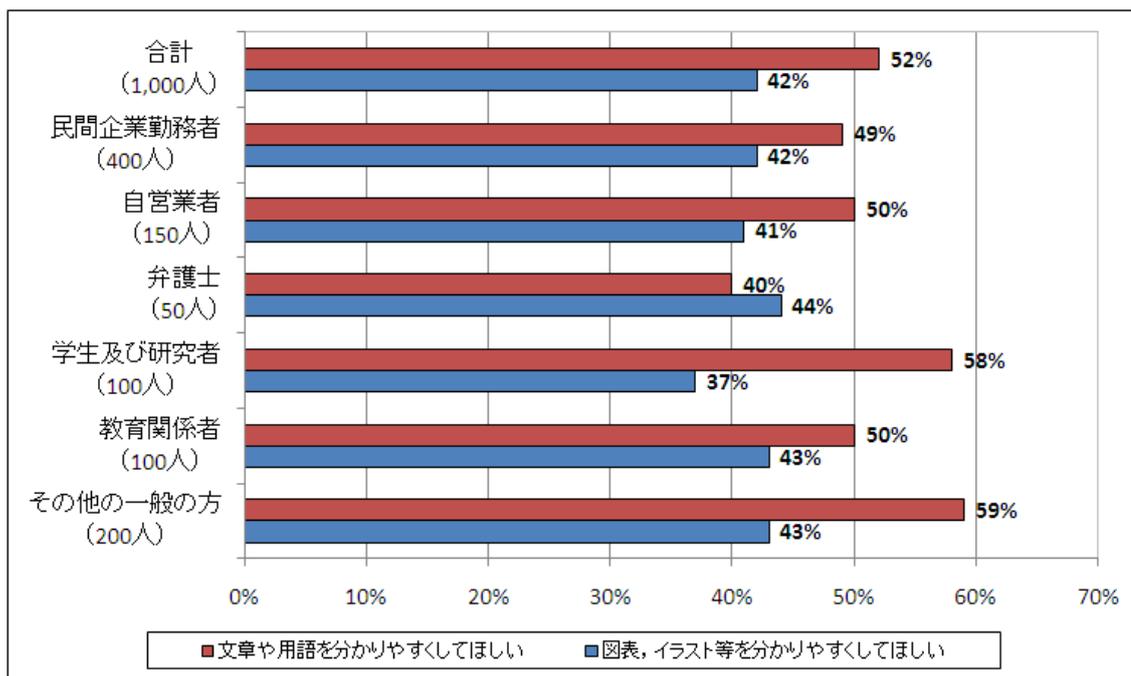


図5 報道発表資料に対する今後の御意見・要望



(3) 広報資料の作成・配布(パンフレット, DVD, ウェブサイト)

ア 必要性

報道発表は、基本的には公正取引委員会の活動について、個別具体的に、対外的に説明するものであり、競争政策や独占禁止法等についての基本的な枠組みを所与の前提とした内容となっている。このため、競争政策や独占禁止法等についての意義、基本的な枠組みについて国民の理解を得るための一般的な広報資料が必要である。このような一般的な広報資料を通じた基本的な枠組みについての理解は、個別の公正取引委員会の活動をより国民に一層効果的に理解してもらい、また、国民から競争政策に対する的確な意見・要望が提案されるために重要な意味を持つものである。

また、ウェブサイトによる情報発信は、情報通信社会における広報活動において、欠かすことのできない役割を果たすものであり、国民がインターネットを通じてより簡易に独占禁止法等や公正取引委員会の活動等に関する各種の情報を入手できるようになることから、国民の理解増進に必要不可欠なものである。

イ 有効性

(ア) 各種広報資料

各種広報資料のうち、パンフレットについては、講演会や説明会等の法律を説明する機会に事業者等に配布するほか、ウェブサイトに掲載しており、月平均7万件のダウンロード件数がある。また、独占禁止法等を説明する動画についてもウェブサイトに掲載しており、月平均700件のアクセス

件数があり、広く国民に利用されていると考えられ、競争政策に対する国民的理解の増進に向けて一定の有効性があったと考えられる。ただし、ウェブアンケート調査によれば、公正取引委員会のウェブサイトへアクセスし、各種広報資料を閲覧したことがあると回答した者は49人(4.9%)に過ぎず、さらに一般国民に広く活用されるよう、積極的に広報を図る必要があると考えられる。

また、各種広報資料の内容を評価するために、ウェブアンケート調査において、回答者全員に、各種広報資料を見た上で感想を聞いたところ、全体の40%が「役に立つ」、35%が「興味がある」という回答であり、各種広報資料の内容は国民に対しておおむね有益なものと考えられる。

一方で、各種広報資料について「内容や用語が分かりやすい」、「図表、イラスト等が分かりやすい」という回答は、全回答者のそれぞれ6%、9%と低い比率となっており、いずれの属性においても、同様に低い比率となっている。また、各種広報資料に対する要望は、「内容や用語を分かりやすくしてほしい」(36%)、「図表、イラスト等を分かりやすくしてほしい」(30%)という回答が多く、今後の改善の余地があると考えられる。

図6 各種広報資料を見た上での感想

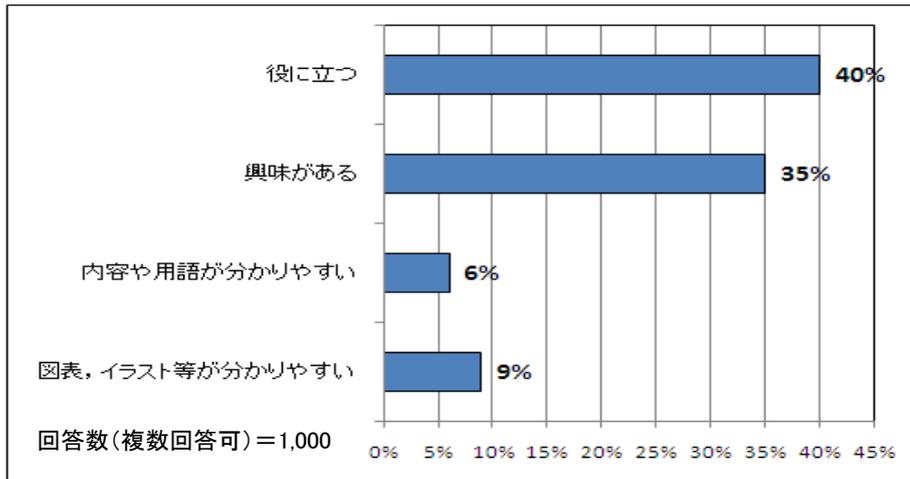
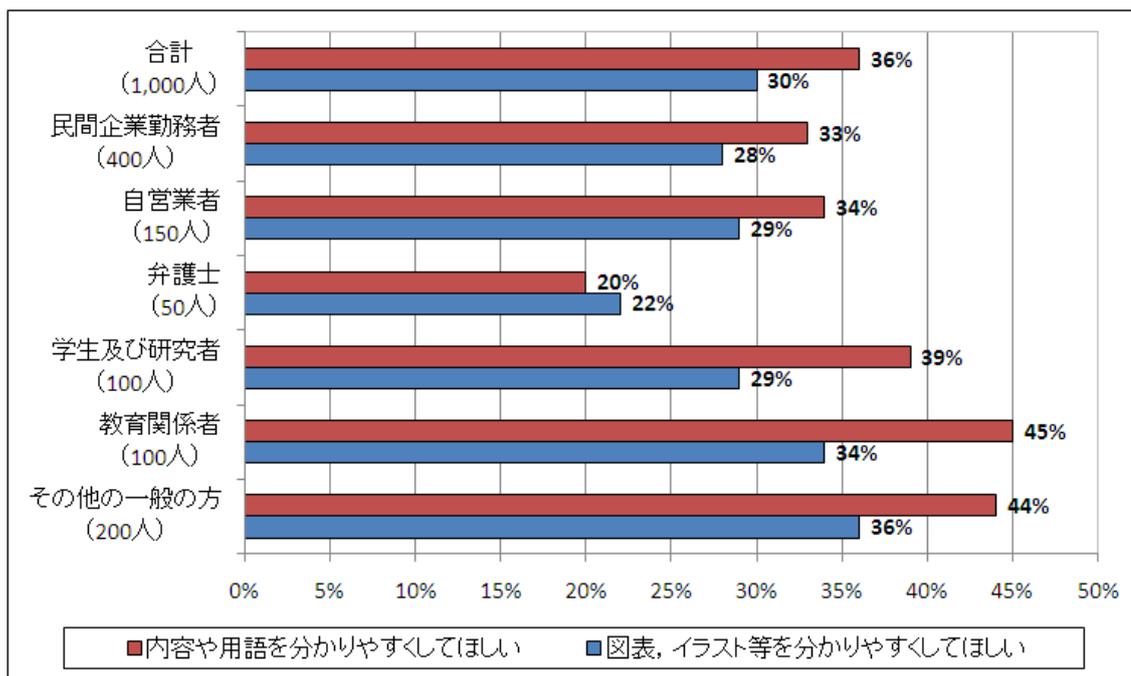


図7 各種広報資料に対する今後の意見・要望



(イ) ウェブサイト

ウェブサイトのトップページのアクセスについては、平成年21年度は、約270万件であり、月平均では約23万件であり、広く国民に利用されていると考えられ、競争政策に対する国民的理解の増進に向けて一定の有効性があったと考えられる。

ウェブアンケート調査によれば、公正取引委員会のウェブサイトへアクセスしたことがあると回答した者は、アンケート全対象者1,000人のうち66人(6.6%)に過ぎないが、弁護士の回答者50人のうち24人(48%)はアクセスしたことがあるとしており、他の属性に比べて高い比率となっている。同調査の自由記載欄には、「(ウェブサイトは)公表されている情報が多く調査の際に役に立つので、今後も積極的に情報発信をしていってほしい」(弁護士)、「一般向けの『分かりやすさ』を追求しすぎて、内容のレベルが下がることのないようにと思います」(弁護士)など、ウェブサイトは独占禁止法と関係の深い専門家や事業者から高い評価がある一方で、「ウェブサイトはシンプルだが、親しみのあるイラストや分かりやすくしようという歩み寄りが感じられる雰囲気ではないため、ある程度の専門性のある人間にしか近寄り難い感じがする。ビジネスの世界にいる人ばかりが取引にかかわるわけではないのだから、子供だけではなく、もっと大人が楽しく学べるようにしてほしい。」(学生・研究者)、「一般市民でも理解することができるような用語の使用をお願いしたい」(弁護士)など一般国民向けの情報が不足しているという指摘もある。

したがって、引き続き、独占禁止法等と関係の深い専門家や事業者が関心を有する質の高い情報をウェブサイトに掲載するとともに、幅広い層の国民各層がアクセスすることを促進するよう、ウェブサイトの内容の充実を図る必要があると考えられる。

なお、平成22年4月には、子供及び一般消費者向けのコンテンツを新たに作成し、ウェブサイト上に公開したところであるが、このような取組を、今後とも継続していくことが求められる。

(4) 独占禁止政策協力委員制度及び地方有識者との懇談会等

ア 必要性

競争政策に対する国民的な理解を増進させるためには、全国の様々な地域の事業者、消費者、有識者等に対して継続的に公正取引委員会の取組に関する情報を提供し、定期的に幅広い意見や要望を聴取していくことにより、地域の経済社会の実情に即した政策を実施していくことが重要である。そのためには、各地域の有識者の代表を協力委員として委嘱し、公正取引委員会の活動への理解と提言等を随時要請すること、さらにより幅広い地域に公正取引委員会職員が出向いて地域の有識者との間で懇談会を開催し、地域の実情に即した意見や要望を聴取することの必要性は高いと評価できる。

イ 有効性

公正取引委員会は、独占禁止政策協力委員会議や地方有識者との懇談会等を通じて、全国の様々な地域の事業者、消費者、有識者等から継続的にあるいは定期的に幅広い意見や要望を聴取しているところである。平成21年度においては、独占禁止政策協力委員88人から、広報活動に対する意見・要望を聴取した。その結果、公正取引委員会の広報活動については、「ウェブサイトは専門家にとって貴重な情報がタイムリーに掲載されており、高く評価できるが、消費者向けの情報は乏しい」、「独占禁止法は、国民全体の暮らしに関係するものであり、消費者に対しても積極的にPRしてほしい」といった意見が寄せられたことから、これらを踏まえて、主に絵（イラスト）によって一目で独占禁止法の規制内容を理解できるような一般消費者向けコンテンツ、キッズ向けコンテンツの制作を行った（平成22年4月ウェブサイト上に公表）。さらに、独占禁止政策協力委員から寄せられた意見・要望を踏まえて、今後も、違反事件を分かりやすく説明するコンテンツの作成、一般消費者向けの対話型・参加型イベント、公正取引委員会の活動を身近に知ることができるよう、独占禁止法等の法律に関する説明会の実施、相談コーナーやPRコーナーの設置等を内容とする一日公正取引委員会の各地での開催等、積極的な広報に努めていくこととしている。

そのほか、「地方の事業者は、今もなお、独占禁止法等の内容に疎く、問題意識が皆無である。公正取引委員会は、独占禁止法等が事業者に身

近な法律であることを理解してもらうために、地方における周知活動を積極的に行うべきである。」といった意見が、過去の会合で多数寄せられていることから、公正取引委員会は、地方における公正取引委員会の活動状況等の周知等を図るため、地方有識者との懇談会を積極的に開催し、開催回数を増やすように努めている（平成19年度62回、平成20年度82回、平成21年度88回開催）。

一方、前記ウェブアンケートにおいて、独占禁止政策協力委員制度及び地方有識者との懇談会の取組について質問したところ、67%及び59%の者が「有意義である」又は「ある程度有意義だと思う」と回答しており、その理由として、「幅広い有識者の意見・要望が政策運営に反映されるから」（68%及び60%）、「公正取引委員会の活動についての理解が得られるから」（38%及び44%）、「独占禁止法や下請法の啓蒙普及になるから」（34%及び37%）としている。

このように、独占禁止政策協力委員会議や地方有識者との懇談会を通じて聴取した意見・要望については、必要に応じて施策に反映しており、公正取引委員会の競争政策の運営に重要な役割を果たしているところである。また、これらの制度や懇談会を通じて、競争政策に対する地方の有識者の理解の増進を図ることができたと考えられることから、これらの取組は有効であったと評価でき、今後も積極的に開催すべきであると考えられる。

図8 独占禁止政策協力委員制度及び懇談会等の広聴活動について

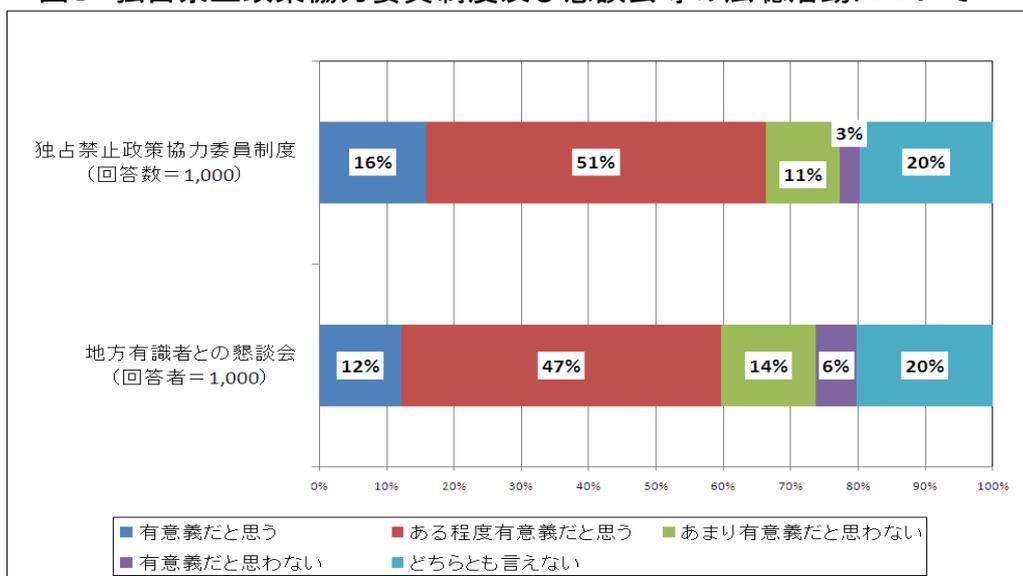
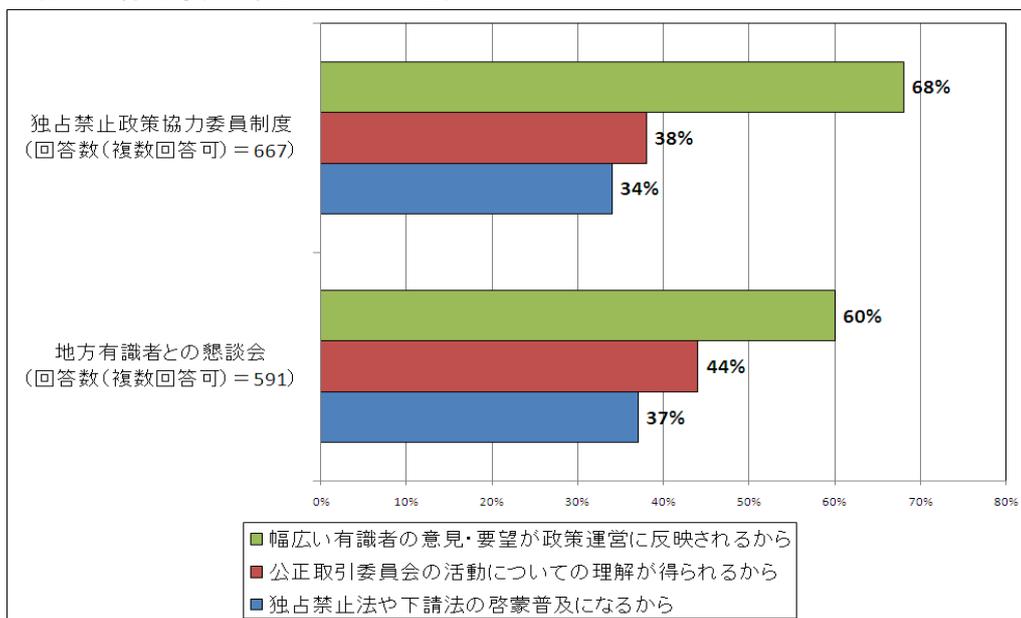


図9 有意義であると思った理由



(5) 学校教育等を通じた普及

ア 必要性

競争政策に対する国民的な理解を増進させる施策の一つとして、学校教育の過程で、将来、経済活動に参加する生徒や学生に対し、独占禁止法教室を実施することにより、早い段階で独占禁止法の役割についての理解を深めていくことが必要である。

平成14年度に独占禁止法教室を開催して以降、授業開催依頼を受け、全国190か所(中学校143回、高校10回、大学37回)において独占禁止法教室を開催し、参加者数は約1.4万人にのぼる。

こうした実績増加は、平成14年度に主たる対象地区とした東京都から、平成15年度には、全国主要都市所在の中学校へと対象地区を拡大し、また、平成18年度から大学生、平成19年度から高校生へと対象を拡大することによって増加しており、また、毎年、授業開催依頼も増加していることから、学校への講師派遣のニーズは高いものと評価できる。

また、有識者との懇談会等の広報活動の場においては、度々、有識者等から「独占禁止法等を学校教育の過程で学ぶことが非常に効果的であると思われる、学習資料(中学校社会科公民的分野学習指導要領準拠版副教材)を活用し広めて行くことが必要である」等の高い期待を示す意見・要望が寄せられていることから、学校への講師派遣活動の必要性、重要性は高いものと評価できる。

イ 有効性

学校への講師派遣活動を、消費者教育の一環として、学校教育を通じて実施することは、生徒の独占禁止法等に関する理解を深めることのみならず、生

徒の意識を向上させることにより、将来的に、独占禁止法違反行為を未然に防止し、公正かつ自由な競争が促進されることを目的としている。このような目的の観点から、①「独占禁止法教室」の理解度、②「独占禁止法教室」の満足度についての評価を行った。

独占禁止法教室を受けた生徒に対してアンケート調査を行ったところ、理解度については、中学生は91%の生徒が、大学生は66%の学生が、「理解できた」、「やや理解できた」と回答しており、また、満足度については、中学生は93%の生徒が、大学生は78%の学生が、「満足」、「やや満足」と回答しており、理解度、満足度ともに高いレベルにあることが確認できる。

自由記載欄では、「企業が競争をしているから、私達が安くて良い商品が買えることが分かりました」(中学生)、「模擬立入検査やゲームで公正取引委員会の実際の仕事が分かりました」(中学生)、「競争のメリットは経済が発展するだけだと思っていたが、消費者サイドにも大きなメリットがあるということが理解できた」(大学生)、「自分の将来には関係ないと思っていたが、企業が不公正な取引方法を行えば、取締りの対象となるということが知れてよかった」(大学生)、「大学を卒業し、就職するか起業するかといったときに、独占禁止法の内容を深く知っておかなければならないことが理解できた」(大学生)などの意見が大半であり、独占禁止法教室の内容は、生徒や学生の独占禁止法に関する理解を深め、意識を向上させることができたと評価できる。

また、ウェブアンケート調査においては、アンケート対象者全員(1,000人)に、中学生・高校生・大学生を対象とした独占禁止法教室を開催することについて、有意義な取組であるかどうか質問したところ、79%の者が「有意義である」又は「ある程度有意義だと思う」と回答しており、その理由として、「若いうちから社会の仕組みを知っておく必要があるから」(83%)、「将来の独占禁止法違反行為の未然防止に役立つから」(41%)、「公正取引委員会の職員の話(経験等)を聞ける機会であるから」(40%)としている。

アンケート対象者全員に対して、独占禁止法教室の今後の意見・要望を質問したところ、「一般市民を対象とした独占禁止法教室も開催すべきである」(56%)、「幅広い学校で開催されるように、広報を充実させるべきである」(48%)、「開催について、教育関係者へ積極的に働き掛けるべきである」(34%)といった意見があった。

このことから、独占禁止法教室は、競争の重要性や公正取引委員会の活動状況等に対する学生及び生徒の理解の増進を図り、将来における独占禁止法違反行為の未然防止が期待できる有効性の高い取組として評価できるものであり、今後も、全国各地において積極的に開催すべきであると考えられる。

図10 独占禁止法教室による理解度

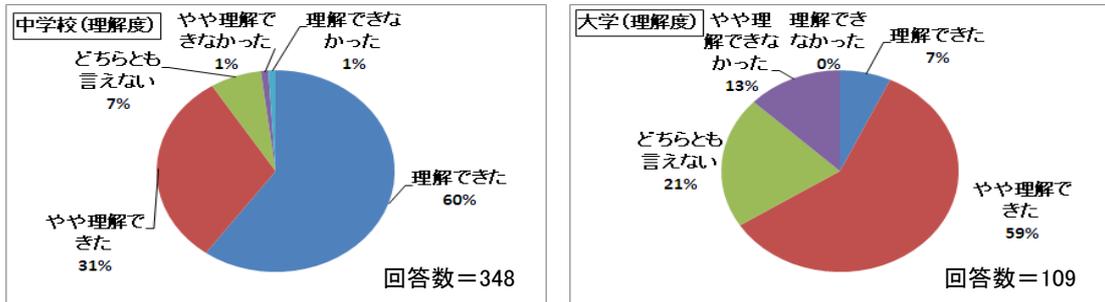


図11 独占禁止法教室の満足度

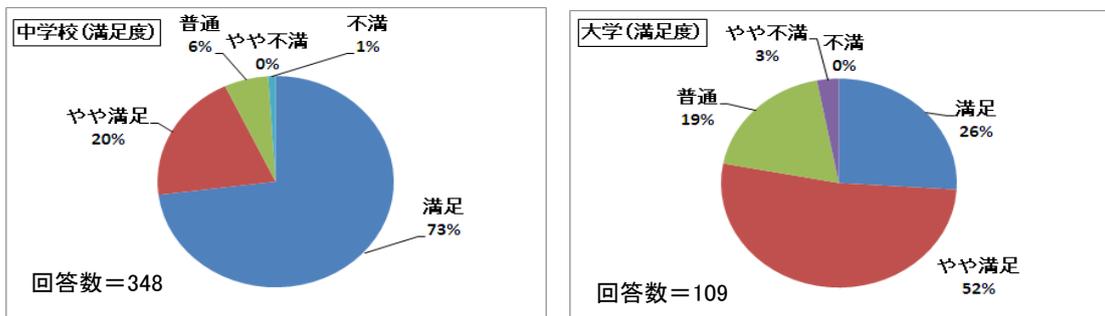


図12 独占禁止法教室について

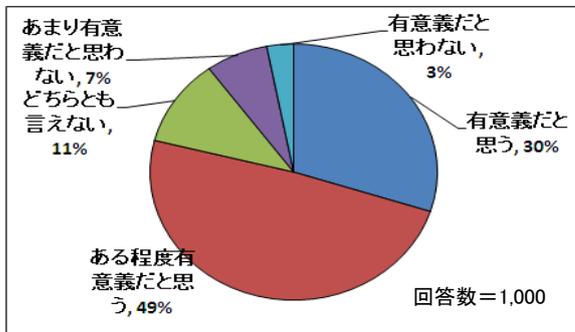


図13 独占禁止法教室が有意義であると思った理由

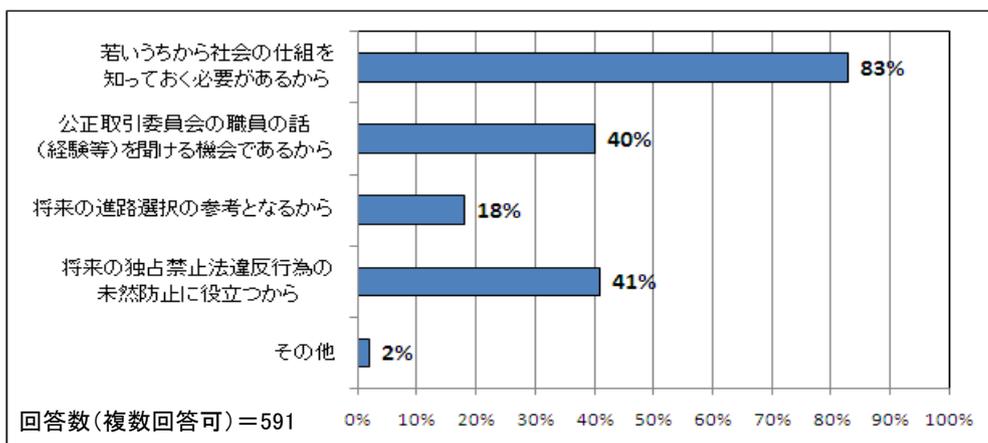
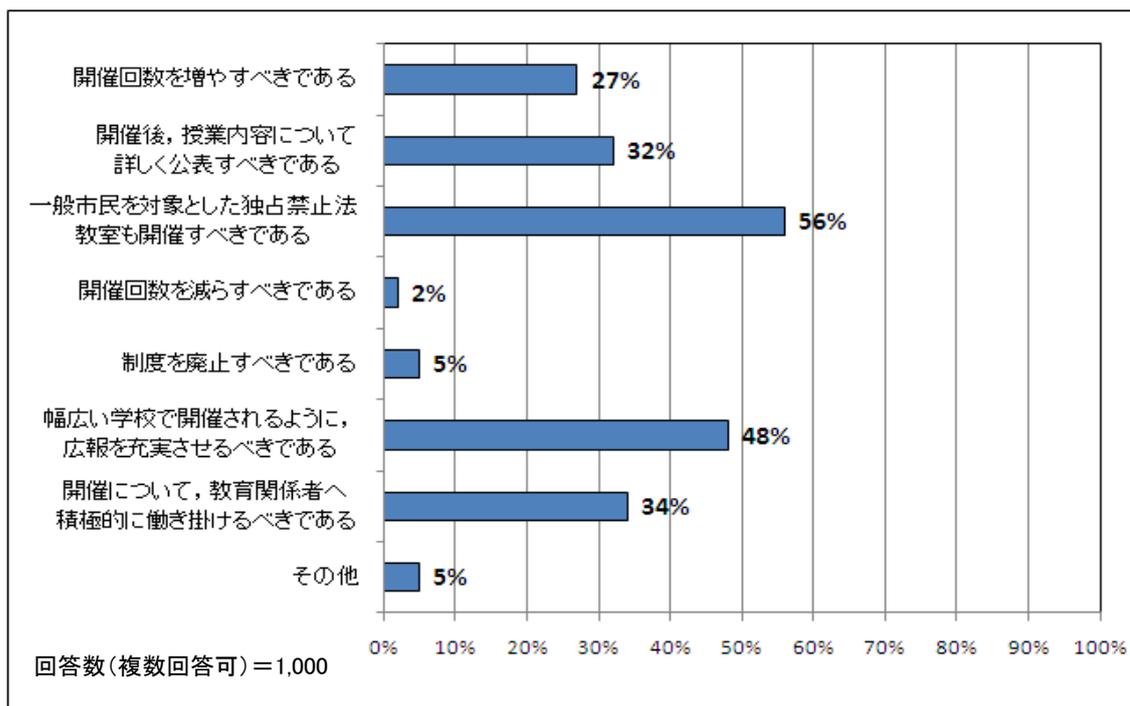


図14 独占禁止法教室に対する今後の意見・要望



(6) 広報活動の効率性

公正取引委員会が行った広報活動に伴う新聞記事について、株式会社ジャパン通信社による広告費換算を行ったところ、以下のとおり、新聞記事が494件あり、広告費として約9億2231万円分に換算された。

この約9億2231万円は、平成21年度における公正取引委員会の競争政策の普及啓発に係る予算（総額約2033万円）の約45倍、また、平成21年度における内閣府の政府広報関係の予算（約95億円）の約10%に相当する金額であることから、公正取引委員会が行った広報活動については、効率的に行われたと評価できると考えられる。

表5 新聞記事件数及び広告費換算

	件数 (件)	広告費換算 (合計, 万円)	広告費換算 (平均, 万円)
①独占禁止法関係(違反事件関係(排除措置命令, 警告, 告発, 審判開始決定, 審決等))	321	75,404	235
②独占禁止法関係(その他(法改正, 運用状況等))	39	8,263	212
③企業結合関係(法改正, 相談事例)	0	0	0
④下請法関係(違反事件関係(勧告))	65	3,307	51
⑤下請法関係(その他(中小企業対策, 運用状況, 講習会等))	11	983	89
⑥国際関係(会合, 研修等)	1	20	20
⑦懇談会, 研究会関係(地方有識者との懇談会, 独占禁止政策協力委員会議)	20	942	47
⑧懇談会, 研究会関係(その他)	2	54	27
⑨実態調査報告書	4	835	209
⑩独占禁止法教室	7	397	57
⑪事務総長定例記者会見	20	1,549	77
⑫その他(上記①ないし⑪以外の公正取引委員会関係)	4	477	119
合計	494	92,231	1,143

(7) 反映の方向性

前記(1)～(6)のように, 最近の公正取引委員会における広報活動は, 独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに, 国民各層とのコミュニケーションを通じて意見・要望を把握することを通じて, 競争政策に対する国民的理解の増進を図るために必要かつ有効であったと評価できる。

しかしながら, ウェブアンケート調査の自由記載欄(下表参照)を踏まえると, 公正取引委員会が実施している広報活動の施策に対する国民の認知度を高める工夫を行い, また, 国民に分かりやすい広報を実施することなどの課題があると考えられる。したがって, 公正取引委員会としては, ①広報活動の対象者や参加者から, 引き続き, アンケート調査の実施などを通じて改善すべき点がないかニーズの把握に努め, 絶えず, 広報活動の施策の改善を図ること, ②対象者のニーズが高く, また, 広報効果の高い施策については関係者に積極的に情報提

供を行うなど周知を図ること、③各種の施策の開催回数を増やすなど広報・広聴の取組の規模を拡大していくことなどに取り組む必要があると考えられる。

特に、今回のウェブアンケート調査によれば、報道等や各種広報資料等については、おおむね、独占禁止法等の理解に役立てられたとの評価を得られたが、一方で、用語や内容、イラスト等の分かりやすさを念頭に置いた資料の作成などの意見・要望が寄せられた。また、学校教育を通じた啓蒙・啓発や国民からの意見聴取・情報提供についても、有意義な取組であるとの評価を得られた一方で、今後も全国各地で積極的に開催すべきであるといった意見・要望が寄せられていることから、今後もこれらに対応していくことが必要であると考えられる。

さらに、広報活動は、広報担当者のみが行うだけでは不十分であり、公正取引委員会の職員一人一人が広報・広聴パーソンとしての役割を担うことを自覚し、各種広報・広聴活動に協力して組織的・戦略的に実施するなど、組織全体で対応していく必要があると考えられる。

表6 自由記載欄：現行の広報活動の問題点・課題を指摘する意見・要望

属性	意見・要望
民間企業勤務者	意外といろいろな活動をしているのだなと思ったが、全体的に活動が低調なのと、広報不足の感は否めないと思う。もっと積極的に活動を広めていくべき。
民間企業勤務者	全体的に字が多すぎて(読書好きの私でも)読みたくなくなる。あまりなじみのない話なので、図やグラフなどを使用し分かりやすくなればよいと思う。
その他一般の方	公正取引委員会がどんなことをしているか一般的にはあまり知られていないと思う。だが、生活にかかわる事柄も多いと思われるので、もっと身近に感じられるようなホームページやメルマガの内容にしてほしい。今回拝見させていただいたが、文章だけで表現されてもあまり読む気になれなかったり、興味があっても文章が難しく、結局よく理解できないものが多かった。
自営業	多くの情報が公開されていて役に立ちそうでよいと思いますが、いかんせん情報の羅列のみのいかにもお役所という感じでとっつきにくい。
学生・研究者	とにかく、もっと市民に身近になってもらうには長い文章や分かりにくい言葉ではなく、まず、短絡簡潔に伝える所から入った方がいいと思う。また、HPはシンプルだが、親しみのあるイラストや分かり易くしようという歩み寄りが感じられる雰囲気ではないために、ある程度の専門性のある人間にしか近寄り難い感じがする。ビジネスの世界にいる人ばかりが取引に関わるわけでは

	ないのだから、子供だけではなく、もっと大人が楽しく学べるようにしてほしい。
学生・研究者	もっと人を惹きつける文章，配布物，イラスト，映像制作を心がけるべきではないかと思う。一昔前の素人レベルな物を見せられても，これからを担っていく若者は興味を持たない。
教育関係者	文字の羅列が多く，読みにくい点を一考してほしい。学校への講師派遣は教育現場にいる者として，とても興味を持った。ぜひ検討したい。
教育関係者	自分たちの生活にいかに役立っているかを具体的に広報してほしい。
教育関係者	もう少しプレゼンの勉強をしてください。掴みから入ってポイントを絞り，視覚的効果（画像，映像など）を取り入れ，デザインも分かりやすく。まったく面白みにかけるもので，がっかりさせられます。良い働きをされているのだと思いますが，そのやり方が「お役所」仕事みたいな印象を受けます。
弁護士	一般市民でも理解することができるような用語の使用をお願いしたい。
弁護士	（ウェブサイトは）公表されている情報が多く調査の際に役に立つので，今後も積極的に情報発信をしてほしい。
弁護士	一般人向けの「分かりやすさ」を追求しすぎて，内容のレベルが下がることのないようにと思います。

(8) 総合的評価

公正取引委員会が実施している各種の広報，広聴の取組は，各取組の認知度を高め，取組回数を増加させ，内容を国民各層のニーズに合致するよう改善するなどの課題が残されているものの，競争政策に対する国民的理解の増進を図るために必要かつ有効であると評価できる。

9. 第三者の知見の活用状況

政策評価委員会等における各委員の主な意見は以下のとおりである。

○ 広報は大切であるが，予算にも限りがあるところ，今後の方向性としては，内容の充実と量的規模の拡大のどちらを求めているのか。	田中委員
--	------

総合評価書

担当課 経済調査室

1. 評価対象施策

競争環境の整備

競争政策に関する理論的・実証的基礎の強化

ー共同研究の実施, 公開セミナー, 国際シンポジウムの開催ー

【具体的内容】

公正取引委員会職員（以下「職員」という。）、経済学者、法学者及び実務家との協働による共同研究を行い、独占禁止法、下請法及び入札談合等関与行為防止法（以下「独占禁止法等」という。）の執行や競争政策の企画・立案・評価を行う上での理論的・実証的基礎を強化するための活動を推進する。

また、そのような活動等を更に推進するために、一般に情報発信し討議するための公開セミナーや国内外の学識経験者等との知の共有を図る国際シンポジウムを開催する。

2. 施策等の目的

職員、経済学者、法学者及び実務家が、機能的・持続的に調査・研究において協働する仕組みを構築し発展させることにより、独占禁止法等の執行や競争政策の企画・立案・評価を行う上での理論的・実証的基礎を強化する。

3. 評価の実施時期

平成 22 年 4 月～6 月

4. 評価の目的（ねらい）及び観点

- (1) 取組は、独占禁止法等の執行や競争政策の企画・立案・評価を行う上での理論的・実証的基礎を強化するために必要か（必要性）。
- (2) 取組は、独占禁止法等の執行や競争政策の企画・立案・評価を行う上での理論的・実証的基礎を強化するために役立ったか（有効性）。
- (3) 取組は、効率的に行われたか（効率性）。

5. 政策効果の把握の手法

- (1) 共同研究について学識経験者及び職員に対するアンケート調査
- (2) 公開セミナーの参加者に対するアンケート調査
- (3) 国際シンポジウムの参加者に対するアンケート調査

6. 評価を行う過程において使用した資料等

(1) 共同研究についての学識経験者及び職員に対するアンケート調査

調査対象	競争政策研究センターが平成 21 年度に実施した活動に参加実績のある学識経験者及び職員 155 名
調査方法	書面アンケート調査
作成者	公正取引委員会
調査期間	平成 22 年 4 月 21 日から同月 28 日
有効回答数	48 名（学識経験者 15 名，職員 33 名）

(2) 公開セミナーの参加者に対するアンケート調査

調査対象	競争政策研究センターが平成 21 年度に実施した公開セミナー（第 17 回～第 19 回）の参加者 274 名
調査方法	書面アンケート調査
作成者	公正取引委員会
調査期間	公開セミナー開催日（平成 21 年 6 月 5 日，平成 21 年 7 月 31 日，平成 21 年 12 月 18 日）
有効回答数	延べ 184 名（第 17 回 55 名，第 18 回 50 名，第 19 回 79 名）

(3) 国際シンポジウムの参加者に対するアンケート調査等

調査対象	競争政策研究センターが平成 21 年度に実施した国際シンポジウムの参加者 225 名
調査方法	書面アンケート調査
作成者	公正取引委員会
調査期間	国際シンポジウム開催日（平成 22 年 2 月 19 日）
有効回答数	105 名

(注) 上記資料等はすべて公正取引委員会官房総務課において保管している。

7. 施策の実施状況

競争政策の企画・立案・評価に係る理論的・実証的基礎を強化するため，下記のとおり活動を行った。

(1) 共同研究

平成 21 年度においては，下表のとおり，8 テーマについて，職員，経済学者及び法学者との共同研究を行った。

表1 共同研究のテーマ等

	共同研究のテーマ	担当者
1	企業結合に関する研究 ・ 合併の事後検証 ・ 知的財産権のネットワーク分析を通じた法と経済分析 ・ 企業の提携・部分的結合に関する研究 ・ PET 市場における合併の影響 ・ 連続寡占市場における企業行動の反競争効果に関する研究 ・ 東宝・スバル事件の事後検証	職員 7名 経済学者 3名 法学者 3名
2	双方向市場の経済分析Ⅱ	職員 1名 経済学者 1名
3	排他的取引契約における反競争効果と競争促進効果の考察	職員 1名 経済学者 2名 法学者 1名
4	技術開発のインセンティブ分析	職員 1名 経済学者 2名 法学者 1名
5	再販売価格維持行為の法と経済学	職員 1名 経済学者 2名 法学者 2名
6	独占禁止法による抱き合わせの規制に関する比較法的研究	職員 5名 法学者 1名
7	競争政策の軌跡と展開	職員 2名 法学者 3名
8	改良技術に関する経済理論分析	職員 2名 経済学者 1名

(2) 公開セミナー

平成 21 年度においては、下表のとおり、公開セミナーを 3 回開催した。

表2 公開セミナーの開催状況

	開催日	テーマ・講師等
1	21. 6. 5	第 17 回公開セミナー 【テーマ】 「東アジアの競争法と日本の競争政策への示唆」 【講師】 稗貫俊文（北海道大学大学院法学研究科教授） 【コメンテーター】 田村次朗（慶應義塾大学法学部教授）
2	21. 7. 31	第 18 回公開セミナー

		【テーマ】 「独占禁止法審判決の法と経済学」 【講師】 小田切宏之（競争政策研究センター所長・一橋大学大学院経済学研究科教授） 岡田羊祐（競争政策研究センター主任研究官・一橋大学大学院経済学研究科教授） 林秀弥（競争政策研究センター主任研究官・名古屋大学大学院法学研究科准教授） 【コメンテーター】 石岡克俊（競争政策研究センター客員研究員・慶應義塾大学産業研究所准教授）
3	21. 12. 18	第 19 回公開セミナー 【テーマ】 「会社法と独占禁止法の交錯」 【講師】 濱田道代（公正取引委員会委員）

(3) 国際シンポジウム

平成 21 年度においては、下表のとおり、国際シンポジウムを 1 回開催した。

表 3 国際シンポジウムの開催状況

開催日	テーマ・講演者等
22. 2. 19	第 7 回国際シンポジウム 【テーマ】 「東アジア諸国の経済発展における競争政策の役割」 【講演者】 サンスン・イ（ソウル国立大学経済学部教授） デュンデン・ニコムポリラク（タイ開発調査研究所研究部長） バートン・オング（シンガポール国立大学法学部准教授） シンチュー・チャン（中国社会科学院教授） 【討論者】 浦田秀次郎（早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授）

（注）公開セミナー及び国際シンポジウムの講師、コメンテーター等の肩書は開催日時点でのものである。

8. 評価

(1) 必要性

経済のグローバル化、技術革新の急速な進展、高度情報化社会の到来等の経済環境の変化の中、独占禁止法等の執行や競争政策の運用を的確に行

っていくためには、より緻密に経済実態や競争状況を把握し、法学的な検討に加え、経済分析の活用を図っていくことが重要である。経済学的知見に基づいた競争政策の実施は、欧米等が既に先行しているが、公正取引委員会審決においても、数量的経済分析に基づく記載がされるようになっており必要性が一層高まっている。

このような理論的裏付けに基づいた法執行や政策運営を行っていくことを目指し、公正取引委員会は、競争政策研究センターを設置し、政策と学問、経済学と法学、我が国と海外の学識経験者等をつなぐ架け橋となることを通じ、独占禁止法等の執行や、競争政策の企画・立案・評価を行う上での理論的・実証的基礎を強化するための活動を展開している。

具体的な活動として、共同研究については、職員、経済学者及び法学者との協働により実施されることによって、法学的視点と経済学的視点を融合した理論的・実証的基礎の強化が期待される。また、公開セミナー及び国際シンポジウムについては、競争政策に関する研究者等の国際的な交流拠点としての機能などを果たすとともに、共同研究の成果を広く一般に発信して討議し、競争政策の研究等に反映させることにより、理論的・実証的基礎の強化が期待される。

前記6(1)に記載の「共同研究についての学識経験者及び職員に対するアンケート調査」を実施したところ、「経済学の実証分析の手法を合併審査等の実務に活用したいのだが、実務に寄与する関連論文等が少ない」（職員）との意見があり、共同研究を行う必要性があるものと考えられる。

また、公開セミナーについては、募集開始後、数日で募集定員に達することもあり、開催のニーズは高いと考えられる。

したがって、独占禁止法等の執行や競争政策の企画・立案・評価を行う上での理論的・実証的基礎の強化のため、共同研究、公開セミナー及び国際シンポジウムを行うことは必要であると評価できる。

(2) 有効性

ア 共同研究

共同研究は、職員、経済学者及び法学者との協働により独占禁止法等の執行や競争政策の企画・立案・評価を行う上での理論的・実証的基礎を強化するために実施している。

(7) 競争政策の企画・立案・評価を行う上での理論的・実証的基礎を強化するためには、学識経験者等によって蓄積されている専門的知識と、競争政策当局による実践との間での双方向の接点が必要である。経済学による知見をガイドラインの作成や法執行の実務に生かすためには、単なる理論的可能性を示すだけでは難しく、経済学的知見を法技術的に利用可能なものとする作業が必要である。具体的には、経済学者と法学者それぞれの作業結果の融合として、法学者が抽出した法制度や判例等に関して、経済学者が経済理論・実証研究の成果を生かして分析を加え、これらを踏

まえて実践への活用を検討することなどが有効である。

平成21年度においては、前記7(1)のとおり8テーマについて共同研究を実施したところ、これらの共同研究のテーマについては、職員、経済学者及び法学者から企画案を募集し、①現状の競争政策を取り巻く課題に適合するか否か、②競争政策の企画・立案に係る理論的・実証的基礎の強化につながるか否か、③実施した施策の適切な評価に資するか否かなどの観点から、公正取引委員会内での検討を経て、競争政策研究センター所長が選定している。さらに、当該テーマに基づいて、職員、経済学者及び法学者が協力し、それぞれの専門知識・分析能力を持ち寄ることで研究を実施しており、その結果として、学問的成果と政策との接点を実現するものとなっている。

また、すべての共同研究では、共同研究担当者以外の競争政策研究センターに所属する経済学者及び法学者とともに、職員の参加による検討会及び報告会を研究計画、中間報告及び最終報告において開催しており、平成21年度は34回開催し、延べ約600人が参加している。この場においては、研究参加者以外の職員、経済学者及び法学者から共同研究に対する質問、意見等を受け付けることによって討議が行われており、この結果は共同研究に適切に反映されている。よって、こうした場においても、研究参加者だけでなく、研究に参加していない者も含めた三者協働による分析及び実践への活用が図られている。

- (1) 共同研究等に参加した職員、経済学者及び法学者にアンケート調査を実施したところ、共同研究の評価について、以下のとおり、「非常に参考になった」(17名：35.4%)、「参考になった」(20名：41.7%)との回答が大半であった。他方、「どちらともいえない」(9名：18.8%)、「参考にならなかった」(2名：4.2%)との回答があった。

また、自由回答欄に記載された意見として、「公取委の職員からは競争政策をめぐる様々な現実の事象を学び、法学者からは経済学と異なる見方、考え方を学ぶことができる。また、質問票調査によるデータ収集と企業訪問の機会を与えられ、産業組織理論の新たな展開のために大いに役立った。」(経済学者)、「共同研究に参加することで、経済学の理論的・実証的成果が現実の場で利用できる形で提供され、法学研究の助けになった。(略)独占禁止法・競争政策の歴史研究は、このような場がなければ実現できないものであり、今後の歴史研究、政策研究にとって必須の作業として極めて有益なものである。」(法学者)などの意見が寄せられた。このようなことから、職員、経済学者及び法学者の協働に対する評価は高いと考えられる。

表 4 共同研究に対する評価

評価	非常に参考になった	参考になった	どちらとも言えない	参考にならなかった	全く参考にならなかった	
回答数 (比率)	17名 (35.4%)	20名 (41.7%)	9名 (18.8%)	2名 (4.2%)	0名 (0%)	計48名
学識経験者	9名	6名	0名	0名	0名	計15名
職員	8名	14名	9名	2名	0名	計33名

(ウ) 共同研究の成果については、年度ごとに結果報告書をウェブサイトにおいて公表しているところ、同ページへの平成21年度のアクセス件数は7,302件であり、共同研究の成果への一般の関心は高いものと考えられる。

また、公正取引委員会の実務においても、例えば、「垂直・混合型企業結合規制の法学・経済学的考え方に関する調査報告書」（平成16年度公表）をはじめとして、公正取引委員会の企業結合審査における効率性や反競争効果等の考え方に関する示唆を与えるなど活用が進んでいる。

(エ) 以上のことから、共同研究は、職員、経済学者及び法学者の三者の協働により適切に実施されており、一定の成果を上げているものであり、競争政策の企画・立案・評価を行う上での理論的・実証的基礎を強化するために有効であったと評価できる。

イ 公開セミナー

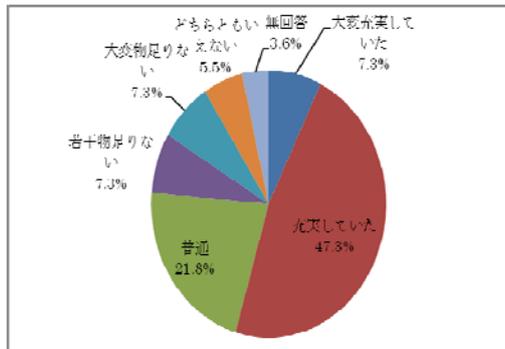
平成21年度においては、公開セミナーを3回開催した。公開セミナーの参加者は、第17回（平成21年6月5日開催）が81名、第18回（平成21年7月31日開催）が86名、第19回（平成21年12月18日開催）が107名となっている。上記セミナーへの参加者の内訳について、会社員（175名：63.9%）、大学教員（22名：8.0%）、弁護士（19名：6.9%）、学生（14名：5.1%）などとなっており、職員、経済学者及び法学者だけでなく、様々な職種参加者がみられる。

参加者へのアンケート調査の結果、公開セミナー全体に対する評価は以下の図1のとおりである。「大変充実していた」（第17回4名：7.2%、第18回20名：40%、第19回27名：34.2%、合計51名：27.7%）、「充実していた」（第17回26名：47.3%、第18回26名：52.0%、第19回33名：41.8%、合計85名：46.2%）との回答が大半であった。また、アンケートの自由回答欄に寄せられた意見として、「講義内容が分かりやすくまとめられていた」、「教養として、専門家の視点を知ることができた」などがあり、参加者の満足度は毎回おおむね高かった。

図1 公開セミナーに対する評価

第17回

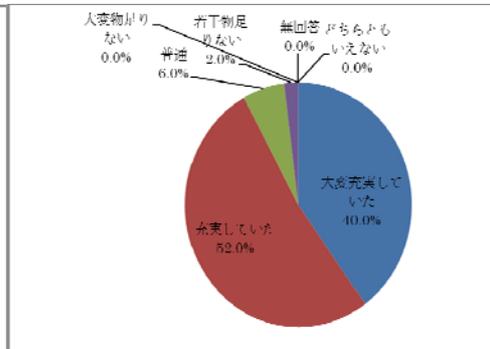
「東アジアの競争法と日本競争政策への示唆」



(有効回答数 55名)

第18回

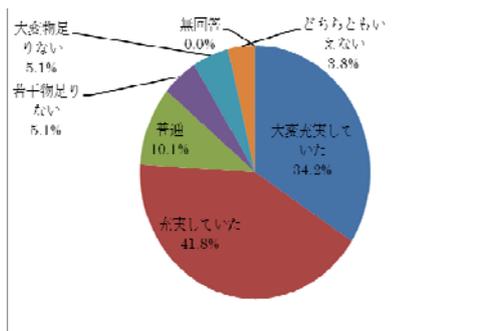
「独占禁止法審判決の法と経済学」



(有効回答 50名)

第19回

「会社法と独占禁止法の交錯」



(有効回答数 79名)

また、第17回公開セミナーにおいては、消費者保護法制の在り方や事業法による規制と独占禁止法の在り方等に関する質疑応答が活発に行われるなど、職員、経済学者及び法学者だけでなく、様々な職種の参加者による討議が行われた。

これら3回の公開セミナーの講演概要等は、公正取引委員会のウェブサイトの中にある競争政策研究センターのページに掲載するとともに、第17回公開セミナーについては、雑誌「公正取引」（平成21年12月号）において職員によって概要が紹介され、対外的にも広く情報発信されている。平成21年12月から平成22年3月までのウェブサイトにおける同資料に対するアクセス件数は、928件であった。

このように、公開セミナーは、職員、経済学者及び法学者だけでなく、様々な職種からの参加者が討議等をする場として機能しており、これらの討議等は、競争政策の企画・立案・評価に反映されることが期待できる。

よって、公開セミナーの開催は、競争政策の企画・立案・評価を行う上での理論的・実証的基礎を強化するために有効であったと評価できる。

ウ 国際シンポジウム

平成 21 年度においては、「東アジア諸国の経済発展における競争政策の役割」をテーマとして、東アジア諸国から 4 名の学識経験者等を招待し、国際シンポジウムを開催した。

同シンポジウムの参加者数は 225 名であり、内訳については、職員（26 名：11.6%）、経済学者及び法学者（19 名：8.4%）のほか、会社員（101 名：44.9%）、弁護士（6 名：2.7%）等が参加しており、様々な職種の参加者がみられる。

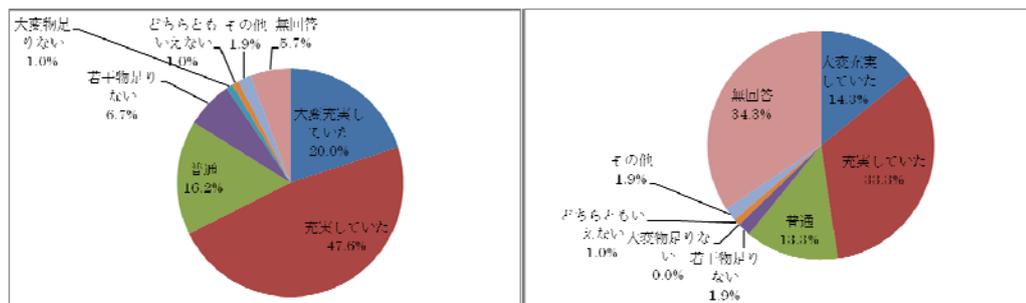
国際シンポジウムは、第 1 部に招待講演、第 2 部にパネルディスカッションの 2 部構成で開催された。アンケート調査の結果、参加者の感想は以下の図 2 のとおりである。「大変充実していた」（第 1 部 21 名：20%、第 2 部 15 名：14.3%）、「充実していた」（第 1 部 50 名：47.6%、第 2 部 35 名：33.3%）との回答が多くみられた。また、アンケートの自由回答欄に寄せられた意見には、「各国の発展状況を対比しながらの議論は非常に興味深く、今後の方向性について示唆に富む」（弁護士）、「日本経済が深く関わっている韓国、タイ、シンガポール、中国の実情がよくわかりました」（会社員）などがあり、参加者の満足度はおおむね高かった。

図 2 国際シンポジウムに対する評価

第 7 回国際シンポジウム「東アジア諸国の経済発展における競争政策の役割」

第 1 部：招待講演

第 2 部：パネルディスカッション



また、国際シンポジウムの質疑応答においては、企業結合審査における国際競争又は技術革新の評価方法等に関して討議等が行われた。

国際シンポジウムの講演概要等は、ウェブサイトに掲載するとともに、日本経済新聞の紙面（平成 22 年 3 月 16 日）、雑誌「公正取引」（平成 22 年 5 月号）において取り上げられ、対外的にも広く情報発信されている。このように、国際シンポジウムは、職員、経済学者及び法学者だけでなく、様々な職種からの参加者が討議等をし、知の共有を図る場として機能しており、これらの討議等は、競争政策の企画・立案・評価に反映されることが期待できる。

よって、国際シンポジウムの開催は、競争政策の企画・立案・評価を行う上での理論的・実証的基礎を強化するために有効であったと評価できる。

(3) 効率性

公開セミナーについては、庁舎内の会議室で開催し、毎回 100 名程度が参加している。参加者の募集は、ウェブサイトで募集案内を掲示したり、毎週水曜日に開催される公正取引委員会事務総長定例会見を通じて案内を行うほか、競争政策研究センターの活動に参加実績がある者に対して、開催案内をメールで送付している。

このように、競争政策研究センターの活動を通じて、競争政策に関心のある者をメーリングリストとしてデータベース化（1,255 名分：平成 22 年 5 月 24 日時点）し、直接に募集案内を発信するなど、効率性を追求した開催を実施している。

前記 6 (2) に記載のアンケートにおいて、公開セミナーの開催を知った方法に関する質問に対する回答は、下記の結果であった（有効回答数：第 17 回 55 名、第 18 回 50 名、第 19 回 79 名）。

表 5 公開セミナーの開催を知った方法

	電子メール	ウェブサイト	その他
第 17 回	31 名 (56.4%)	18 名 (32.7%)	6 名 (10.9%)
第 18 回	39 名 (78.0%)	8 名 (16.0%)	3 名 (6.0%)
第 19 回	64 名 (81.0%)	9 名 (11.4%)	6 名 (7.6%)

国際シンポジウムについては、募集人数に対応できる会議室が庁舎内に存在しないことから外部の会場を利用して開催され、平成 21 年度は 200 名程度が参加している。

参加者の募集は、競争政策研究センターのウェブサイトで募集を掲示したり、公正取引委員会事務総長定例会見で広報を行うほか、上記に記載のメーリングリストにより開催案内をメールで送付している。また、平成 21 年度開催のシンポジウムは、日本経済新聞社及び財団法人公正取引協会の共催で開催したことから、日本経済新聞の紙面及び雑誌「公正取引」に掲載することによって募集を行った。その他、大学や研究機関等へ案内状を送付し、募集を行った。

このように、競争政策研究センターの活動を通じ、競争政策に関心のある者をデータベース化し、直接に募集案内を発信するとともに、共催先である日本経済新聞社等の協力も得るなど、効率的に募集活動を実施している。

前記 6 (3) に記載のアンケートにおいて、国際シンポジウムの開催を知った方法に関する質問に対する回答は、下記の結果であった（有効回答数 105 名）。

表6 国際シンポジウムの開催を知った方法

電子メール	ウェブサイト	日本経済新聞 社告	その他
36名 (34.3%)	16名 (15.2%)	45名 (42.9%)	8名 (7.6%)

平成21年度の競争政策研究センターの主要な活動として、共同研究を8テーマ、共同研究に係る検討会及び報告会を34回、公開セミナーを3回及び国際シンポジウムを1回開催しており、約2000万円の限られた予算の下、効率的に活動を実施し、競争政策に関する理論的・実証的基礎の強化を図っている。

(4) 反映の方向性

共同研究については、一定の有効性は認められるものの、前記6(1)に記載のアンケートにおいて、表4のとおり、職員からは消極的な評価もあったことから、共同研究のテーマ選定や取り組み方を工夫し、今後、一層の有効性の向上を図る必要があると考えられる。

また、同アンケートにおいて、「競争政策研究センターの活動は、まだ多くの研究者等の間では、認知度が低い」(経済学者)という意見もあった。競争政策研究センターの認知度を高めることにより、同センターの共同研究に対する有識者等の関心が高まり、その結果として、共同研究への参加者が増加して、共同研究の質的向上が図られることも期待される。

よって、公開セミナー及び国際シンポジウムについて、より多くの参加者が得られるよう、開催方法等を工夫することによって、競争政策研究センター自体の認知度を高める必要があると考えられる。

なお、競争政策研究センターの活動に関する認知度を更に高めるため、積極的に学会や研究機関等で研究成果を報告する機会を設けるなど、改善策を検討していく必要があると考えられる。

(5) 総合的評価

職員、経済学者及び法学者の協働による共同研究を行うとともに、このような活動等について公開セミナーや国際シンポジウムを通じて広く一般に情報発信し、討議等を行うことにより、公正取引委員会における独占禁止法等の執行や競争政策の企画・立案・評価を行う上での理論的・実証的基礎を強化する方向に向けて一定の寄与をしたと評価できる。

9. 第三者の知見の活用状況

政策評価委員会等における各委員の主な意見は以下のとおりである。

○ 共同研究については、実務に活用されていることについて、もう少し具体的に例示できないか。(意見を踏まえて修正を行った。)	小西委員
○ 公開セミナーについては、参加人数を増やすのか、クオ	田辺委員

<p>リテューを向上させていくのか、今後の方向性として、反映の方向性で記述できないか。(意見を踏まえて修正を行った。)</p>	
<p>○ 現在の予算規模では難しいが、競争政策研究センターの認知度を高めるためには、当該センターの職員を育成して、単独で学会などの場で発表させることなどが考えられる。</p>	<p>田中委員</p>